

在職定時改定

2022年9月10日

脇 美由紀



- ※ 事例で使用する年金事務所の打出し資料及び証書等は、事例研究のため架空の記録をパソコンで独自に作成したものであり、本物の打出し資料ではありません。
そのため、整合性のない部分も生じていますので、ご了承ください。
- ※ 資料に記載している法律条文等は、理解しやすいように、簡略化や説明を加えている場合があります。

イントロダクション

1. 在職定時改定の導入
 - ・ 厚生年金保険法第43条
2. 退職改定（厚生年金保険法第43条第3項）
 - ・ 資格喪失日から1か月経過すること
 - ・ 年金額は「退職日」から1か月経過した日の属する月から改定
3. 在職定時改定
 - ・ 在職定時改定（厚生年金保険法第43条第2項）
 - ・ 加給年金額（厚生年金保険法第44条）
 - ・ 振替加算（60年改正法附則第14条第1項）
4. 在職定時改定の取扱い（令和4年7月5日通知）
 - ・ 改正の概要
 - ・ 事務処理の概要
 - ・ 年金額改定事例①～⑧
 - ・ 生計維持関係の認定日事例①～⑤
 - ・ 支給額変更通知書による通知
5. その他
 - ・ 種別をまたいだときの改定

2. ①在職定時改定の導入

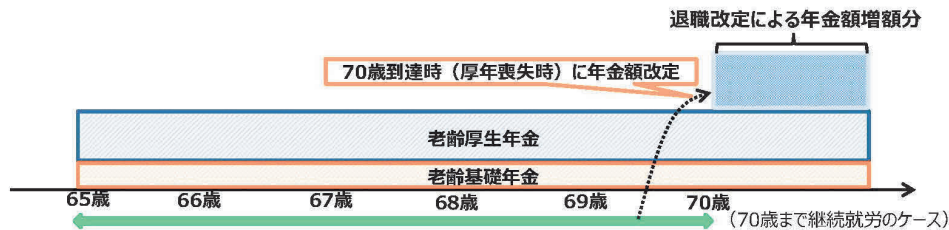
【見直しの趣旨】

- 老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、**資格喪失時(退職時・70歳到達時)**に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定している(いわゆる退職改定)。
- 高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図る。

【見直し内容】(令和4(2022)年4月施行)

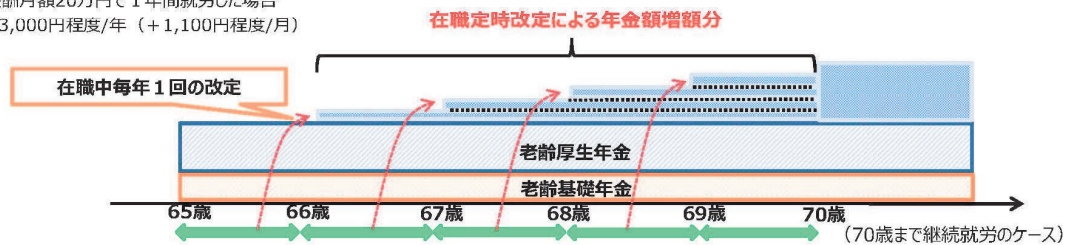
- 65歳以上の者については、**在職中であっても、年金額の改定を定時に行う(毎年1回、10月分から)**。

【現行】



【見直し内容】

- ・標準報酬月額20万円で1年間就労した場合
⇒+13,000円程度/年 (+1,100円程度/月)



厚生年金保険法第43条(令和4年4月1日改正)

- 1 老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。附則第17条の6第1項及び第29条第3項を除き、以下同じ。）の1000分の5・481に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。
- 2 受給権者が毎年9月1日（以下この項において「基準日」という。）において被保険者である場合（基準日に被保険者の資格を取得した場合を除く。）の老齢厚生年金の額は、基準日の属する月前の被保険者であつた期間をその計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、基準日が被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの間に到来し、かつ、当該被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの期間が1月以内である場合は、基準日の属する月前の被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。
- 3 被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日（第14条第2号から第4号までのいずれかに該当するに至った日）にあっては、その日）から起算して1月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。

- 3 被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日（第14条第2号から第4号までのいずれかに該当するに至った日）にあっては、その日）から起算して1月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。

厚生年金保険法第14条(資格喪失の時期)

第9条又は第10条第1項の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があつた日に更に前条に該当するに至ったとき、又は第5号に該当するに至ったときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 その事業所又は船舶に使用されなくなったとき。
- 三 第8条第1項又は第11条の認可があつたとき。
- 四 第12条の規定に該当するに至ったとき。
- 五 70歳に達したとき。

退職のとき

- 3 被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、退職した日から起算して1月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。

退職改定＞月末以外の退職

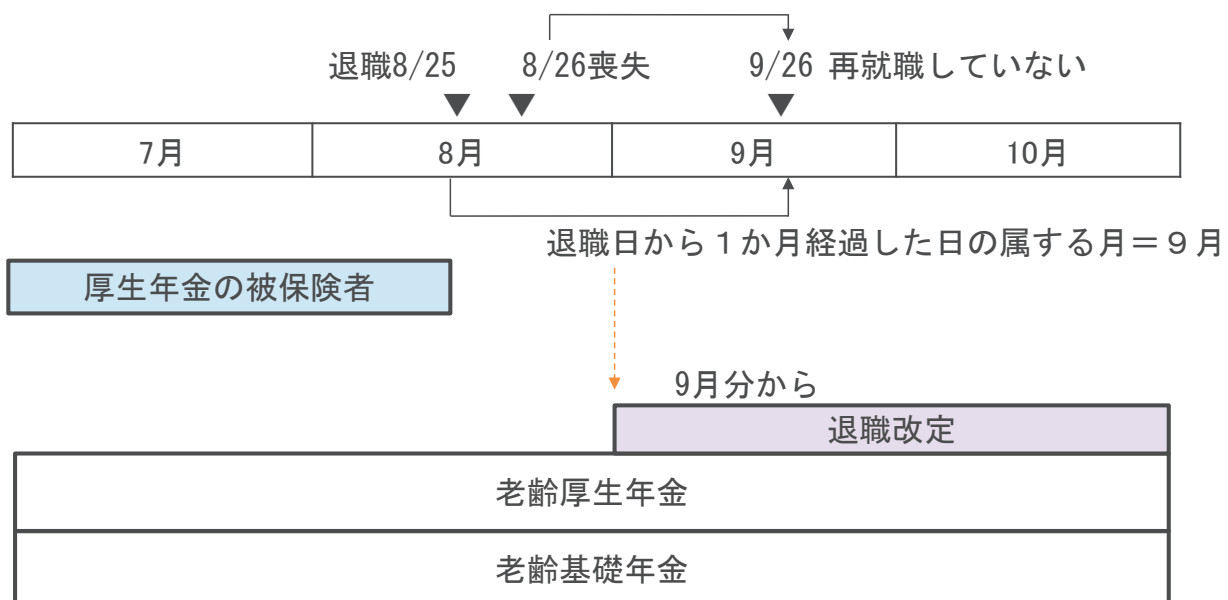
月末以外の退職のとき

被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき

- ・ 退職時改定の条件は「資格喪失日」から1か月経過すること

退職した日から起算して1月を経過した日の属する月から、年金の額を改定

- ・ 年金額は「退職日」から1か月経過した日の属する月から改定される



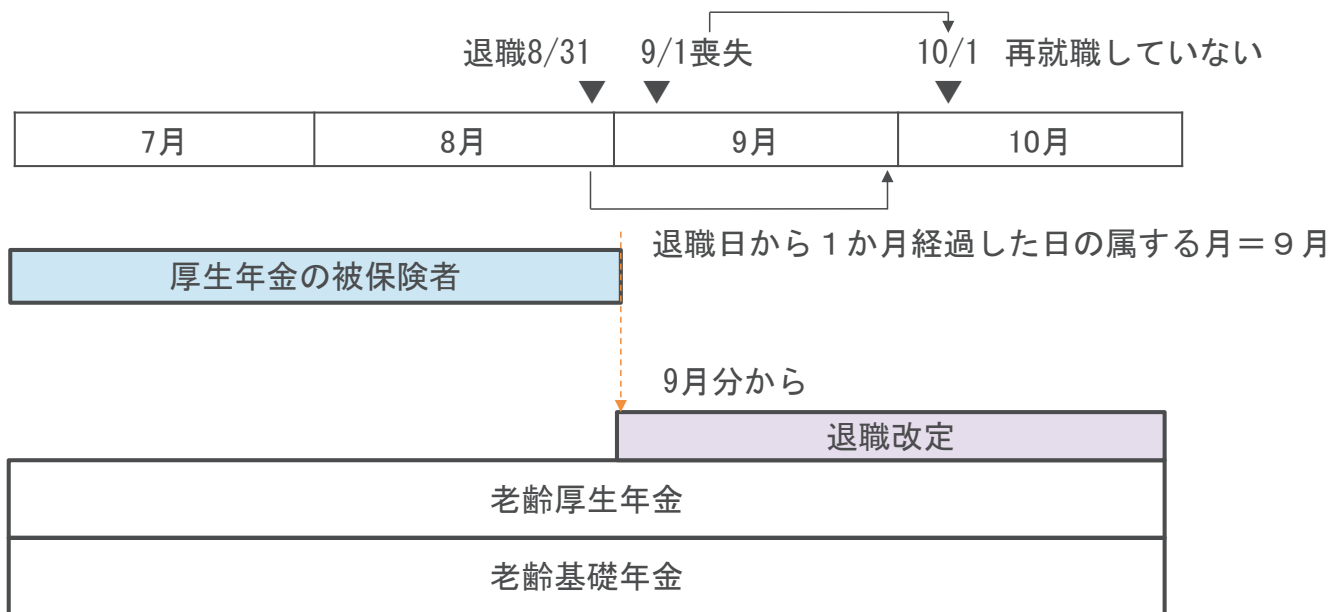
月末退職のとき

被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき

- 退職時改定の条件は「資格喪失日」から1か月経過すること

退職した日から起算して1月を経過した日の属する月から、年金の額を改定

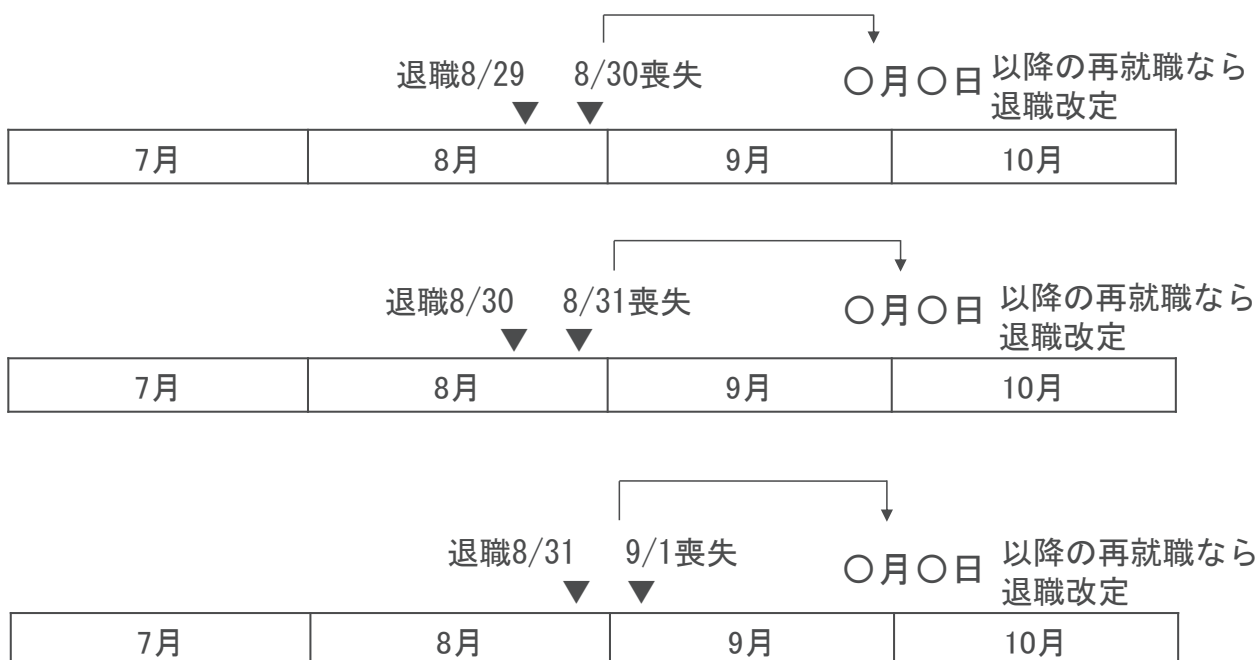
- 年金額は「退職日」から1か月経過した日の属する月から改定される



退職改定＞「資格喪失日から1か月経過」

被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき

- 退職時改定の条件は「資格喪失日」から1か月経過すること



退職改定>「資格喪失日から1か月経過」



②8月30日に退職→資格喪失日は8月31日→9月の応当日は31日。しかし、9月は30日までしかない。このようなとき、民法の第143条(暦による期間の計算)の第2項を用いる。

【民法第143条第2項】

「週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。」つまり、9月30日が資格喪失後1ヶ月を経過した日となるため、9月30日以降の再就職で退職改定が行われることになる。(9月分の年金から改定)

7

在職定時改定>厚生年金保険法第43条第2項

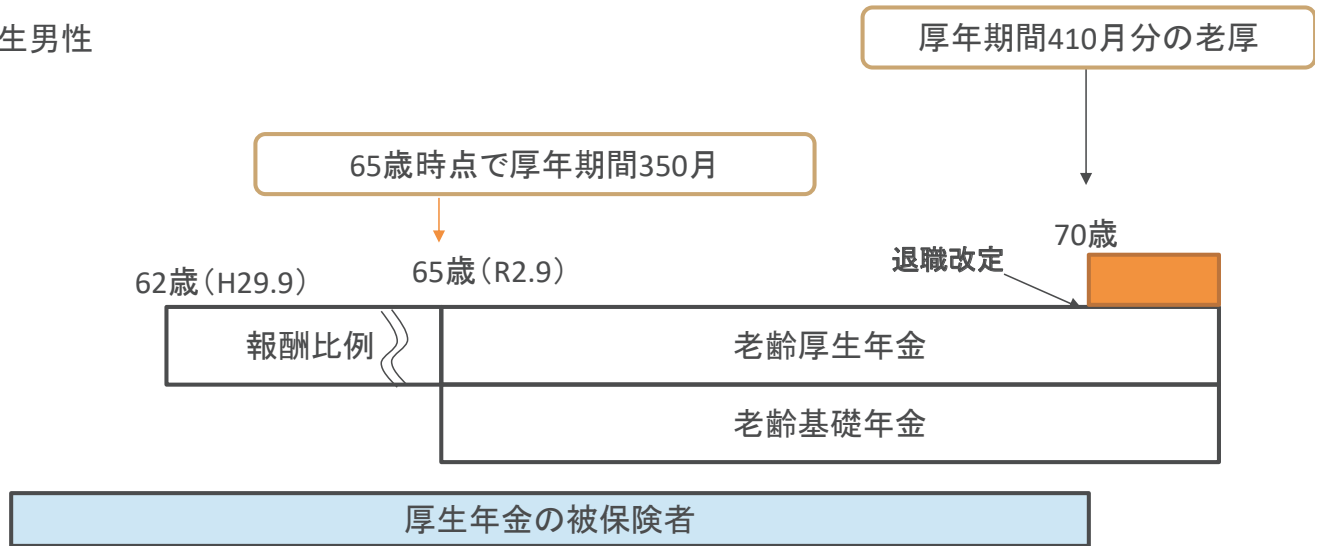
2 受給権者が毎年9月1日(以下この項において「基準日」という。)において被保険者である場合(基準日に被保険者の資格を取得した場合を除く。)の老齢厚生年金の額は、基準日の属する月前の被保険者であった期間をその計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、基準日が被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの間に到来し、かつ、当該被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの期間が1月以内である場合は、基準日の属する月前の被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

8

改正前

65歳から70歳まで引き続き厚生年金に加入したとき

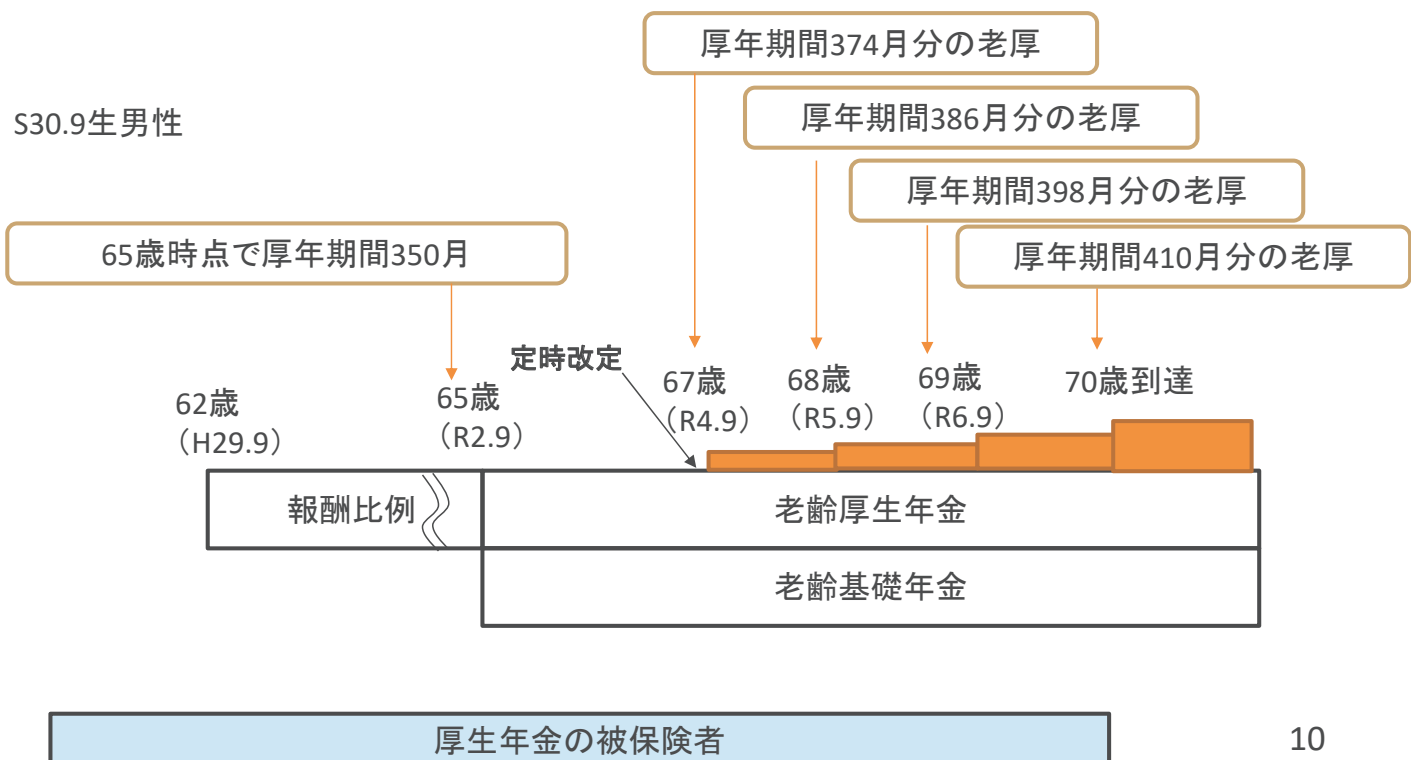
S30.9生男性



改正後

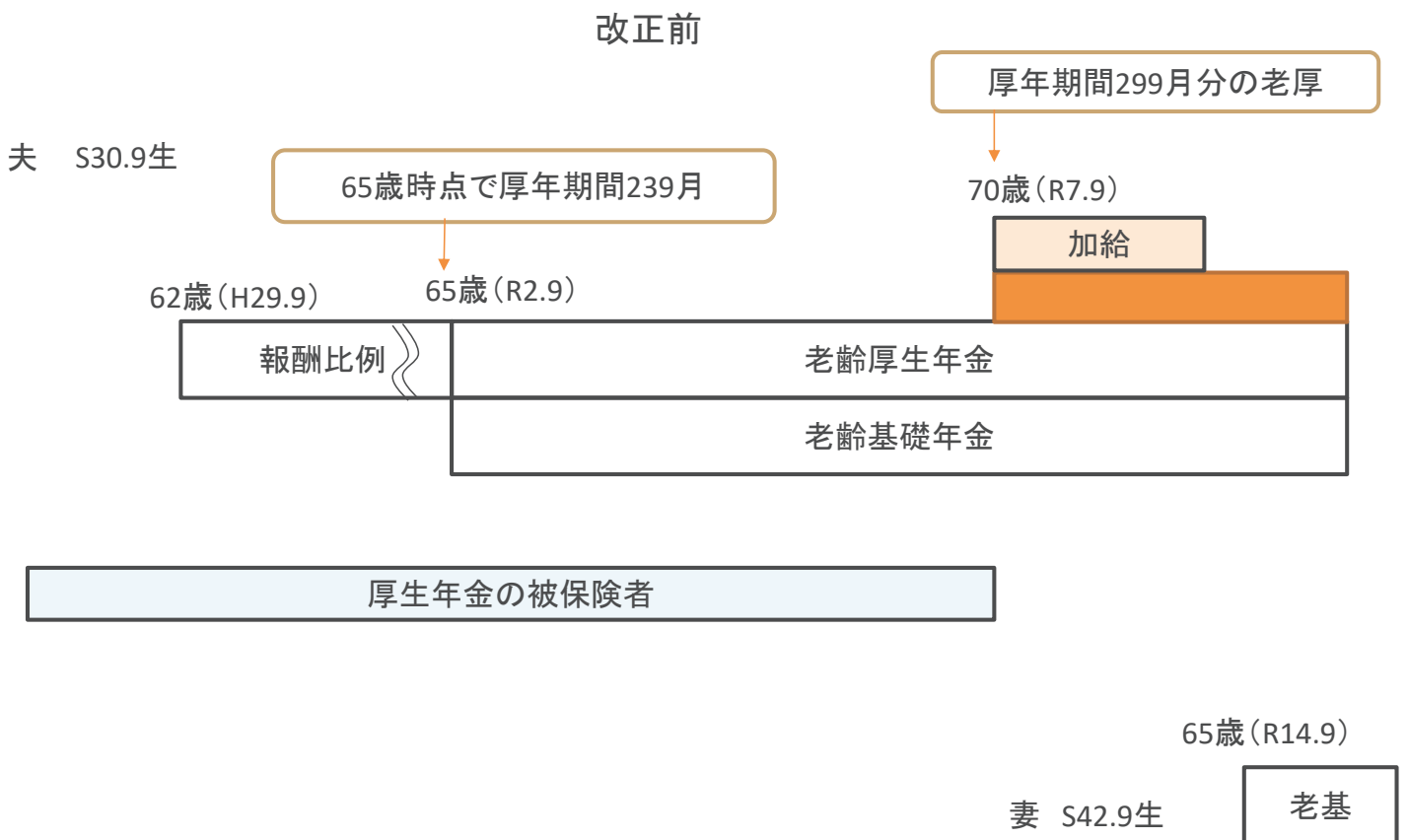
65歳から70歳まで引き続き厚生年金に加入したとき

S30.9生男性



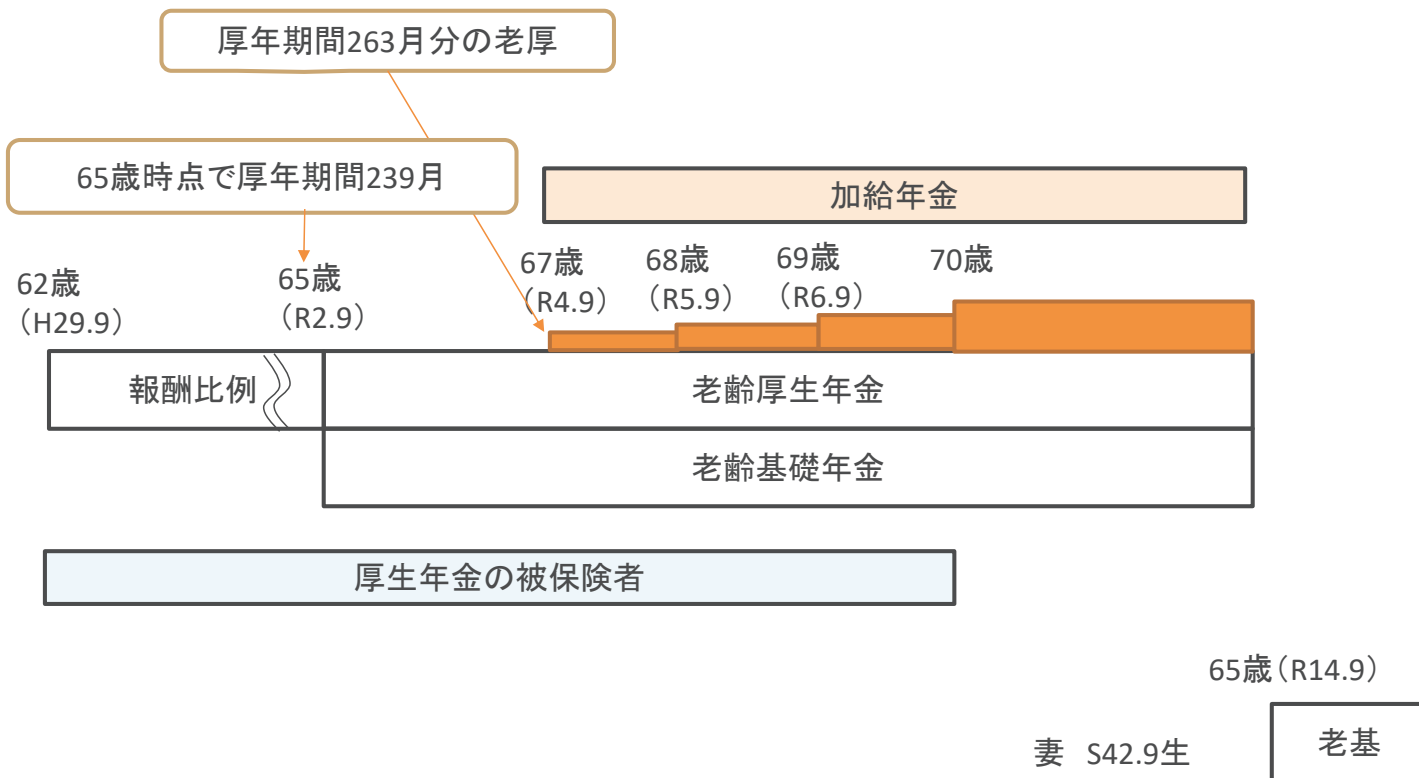
改正前	改正後
<p>1 老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるものに限る。）の額は、受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240未満であつたときは、<u>第43条第3項</u>の規定により当該月数が240以上となるに至つた当時。第3項において同じ。）その者によつて生計を維持していたその者の65歳未満の配偶者又は子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び20歳未満で第47条第2項に規定する障害等級（以下この条において単に「障害等級」という。）の1級若しくは2級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、第43条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。ただし、国民年金法第33条の2第1項の規定により加算が行われている子があるとき（当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。）は、その間、当該子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。</p>	<p>1 老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるものに限る。）の額は、受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240未満であつたときは、<u>第43条第2項又は第3項</u>の規定により当該月数が240以上となるに至つた当時。第3項において同じ。）その者によつて生計を維持していたその者の65歳未満の配偶者又は子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び20歳未満で第47条第2項に規定する障害等級（以下この条において単に「障害等級」という。）の1級若しくは2級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、<u>第43条</u>の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。ただし、国民年金法第33条の2第1項の規定により加算が行われている子があるとき（当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。）は、その間、当該子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。</p> <p style="text-align: right;">11</p>

加給年金額＞在職定時改定による加給年金額の加算



夫 S30.9生

改正後



60年改正法附則第14条 (老齢基礎年金の額の加算等)

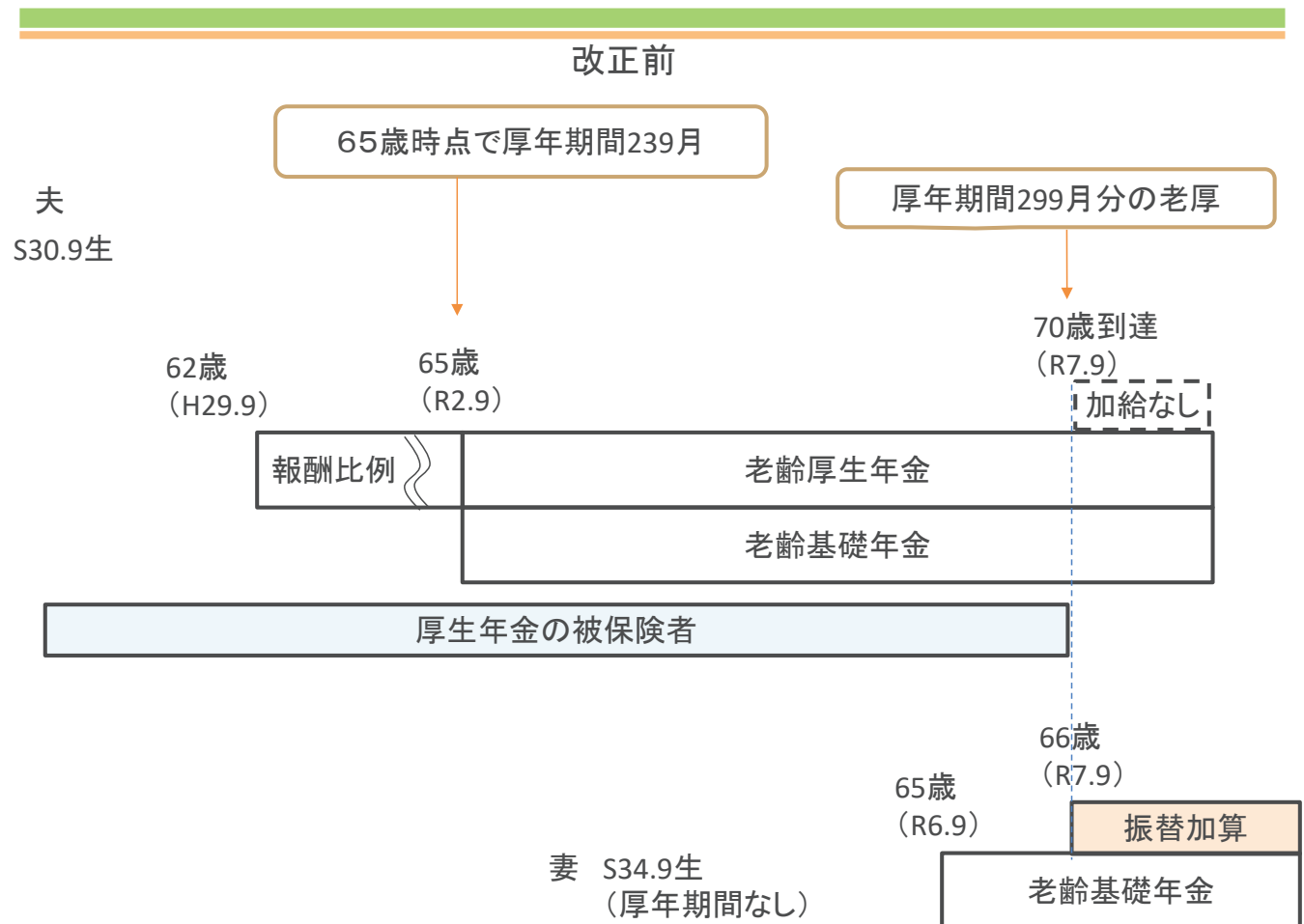
1 老齢基礎年金の額は、受給権者（次条第1項若しくは第2項又は附則第18条第1項に該当する者を除く。）が、大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者であつて、65歳に達した日において、次の各号のいずれかに該当するその者の配偶者（事実上婚姻関係含む）によつて生計を維持していたとき（当該65歳に達した日の前日において当該配偶者がその受給権を有する次の各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。）は、附則第17条並びに国民年金法第27条及び第28条並びに附則第9条の2、第9条の2の2及び第9条の4の5の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、224,700円に同法第27条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）にその者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額【振替加算額】を加算した額とする。

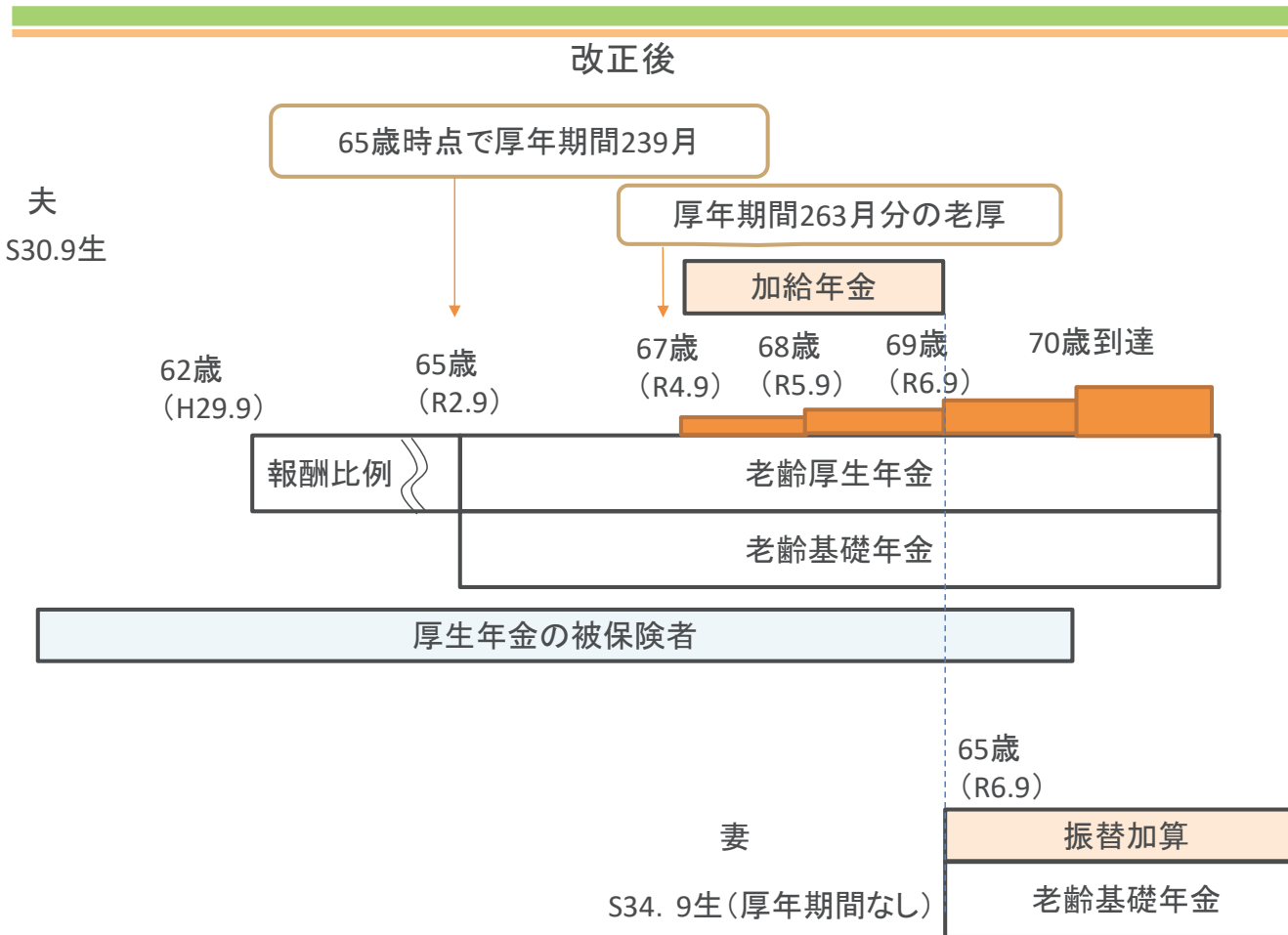
ただし、その者が老齢厚生年金、退職共済年金その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの【厚年20年以上・中高齢者の短縮特例】を受けるときは、この限りでない。

つづき

- 一 老齢厚生年金又は退職共済年金（その額の計算の基礎となる附則第8条第2項各号のいずれかに掲げる期間（同項第1号に掲げる期間にあつては、附則第47条第1項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。）の月数が240以上であるもの（他の法令の規定により当該附則第8条第2項各号のいずれかに掲げる期間の月数が240以上であるものとみなされるものその他の政令で定めるものを含む。）に限る。）の受給権者（附則第31条第1項に規定する者並びに厚生年金保険法附則第7条の3第3項の規定による老齢厚生年金の受給権者（その者が65歳に達していないものに限る。）、同法附則第8条の規定による老齢厚生年金であつて同法第43条第1項及び附則第9条の規定によりその額が計算されているもの（政令で定める老齢厚生年金を除く。）の受給権者及び同法附則第13条の4第3項の規定による老齢厚生年金の受給権者（その者が65歳に達していないもの（政令で定めるものを除く。）に限る。）並びに政令で定める退職共済年金の受給権者を除く。）
- 二 障害厚生年金又は障害共済年金の受給権者（当該障害厚生年金又は当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する者に限る。）

振替加算 > 60年改正法附則第14条第1項 > 在職定時改定による振替加算の加算





60年改正法附則第14条 (老齢基礎年金の額の加算等)

再掲

1 (省略)

ただし、その者が老齢厚生年金、退職共済年金その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものを受けるときは、この限りでない。

60年経過措置令第25条 (昭和60年改正法附則第14条第1項に規定する政令で定める給付)

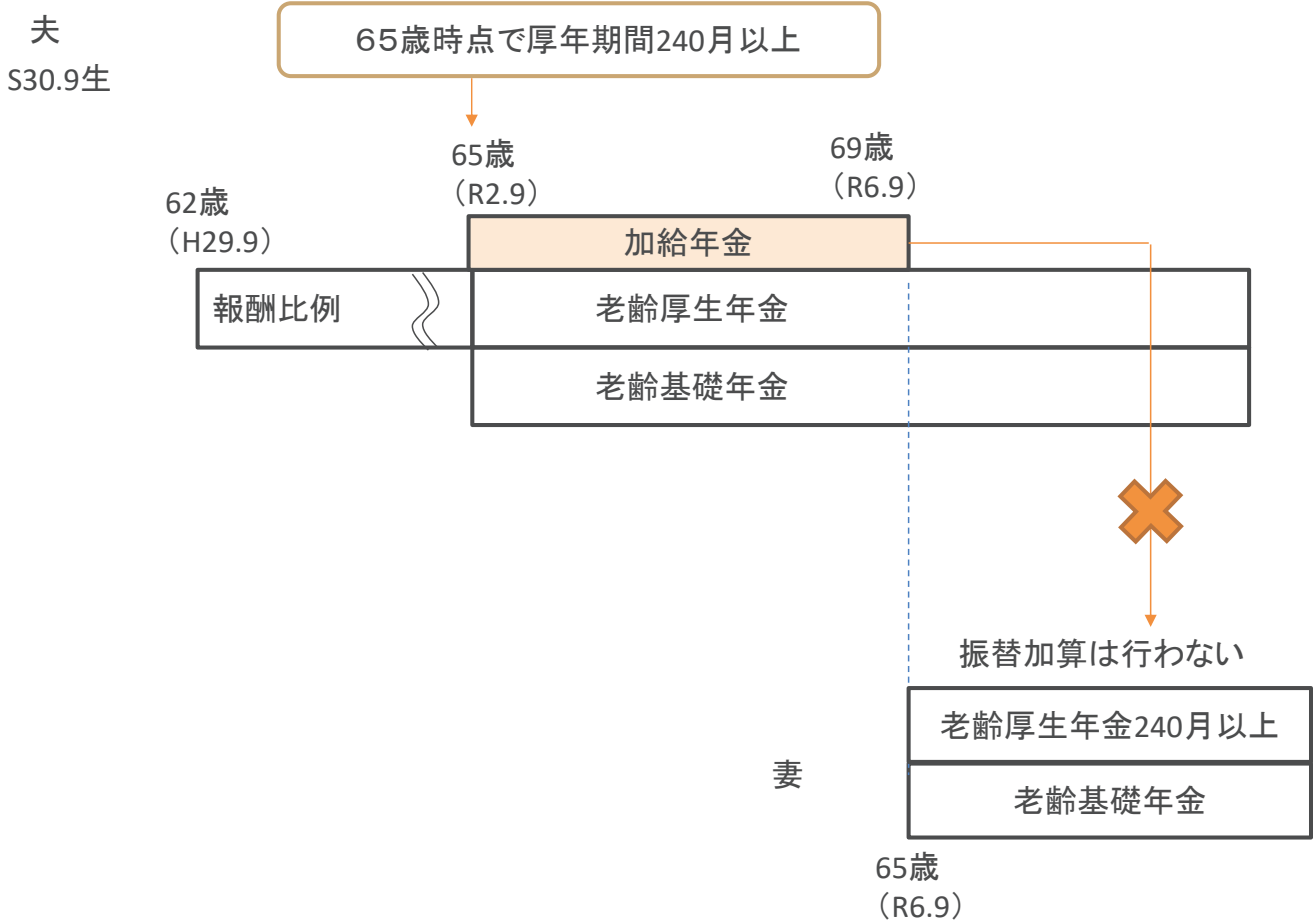
1 昭和60年改正法附則第14条第1項に規定する老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

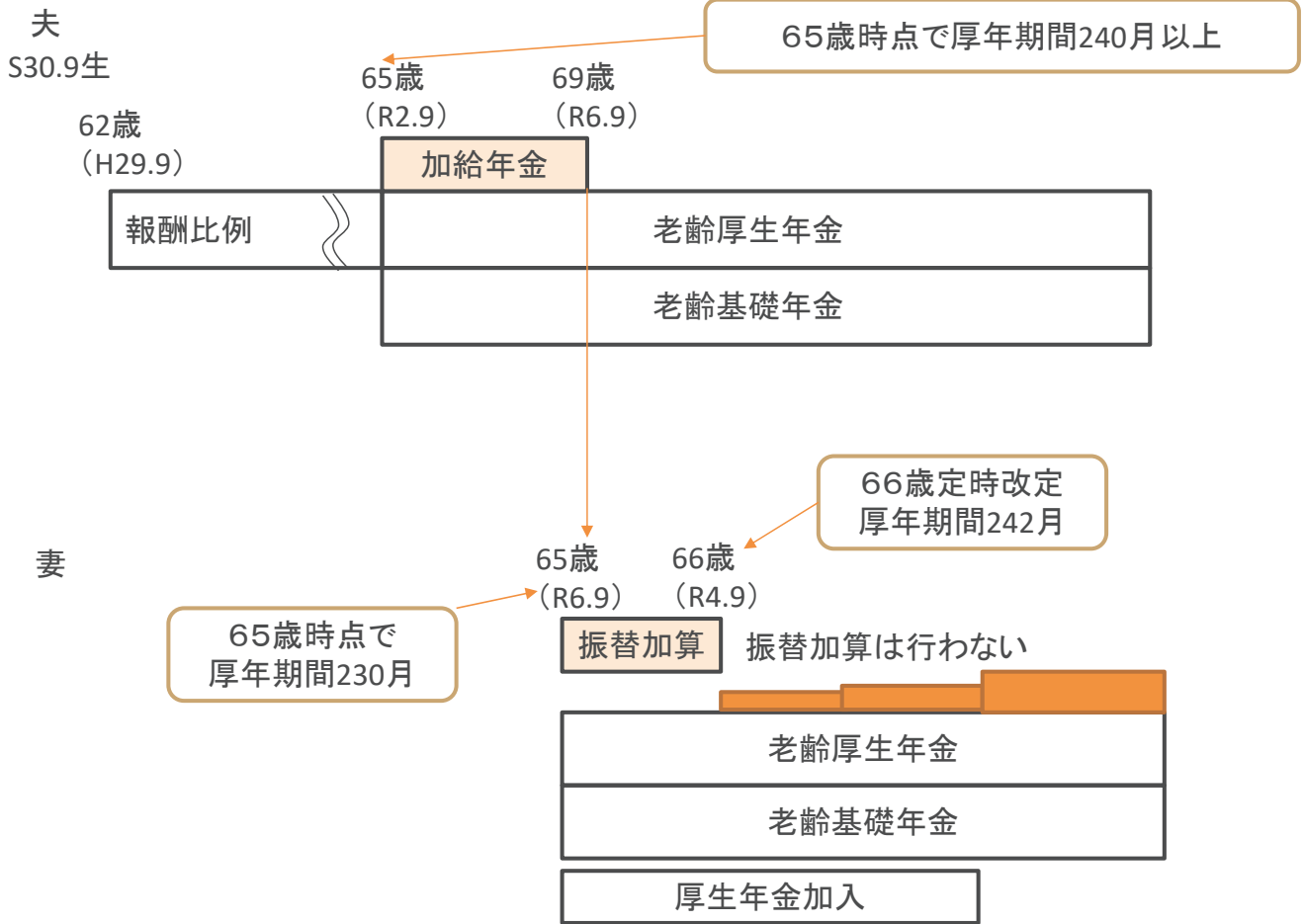
- 一 厚生年金保険法による老齢厚生年金(その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるもの又は昭和60年改正法附則第12条第1項第4号から第7号までのいずれかに該当する者に支給されるもの若しくは平成24年一元化法附則第35条第1項の規定により読み替えられた厚生年金保険法の規定により支給されるもの若しくは平成24年一元化法附則第59条第1項(同条第2項の規定により適用する場合を含む。)の規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。)
- 二 平成24年一元化法改正前国共済年金(平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。以下同じ。)のうち退職共済年金(その額の計算の基礎となる組合員期間の月数が240以上であるもの又は次条第1号若しくは第二号に掲げるものに限る。)並びに昭和60年国家公務員共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「旧国家公務員等共済組合法」という。)による退職年金及び減額退職年金並びに昭和60年国家公務員共済改正法第2条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号。以下「旧国の施行法」という。)による年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの
- 二の二 平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による退職共済年金(その額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が240以上であるものに限る。)
- 三 ~ 八 省略

振替加算が行われない場合

振替加算は、老齢基礎年金の受給権者自身が老齢厚生年金又は退職共済年金（被保険者期間等の月数が240以上あるもの、または、厚生年金保険の中高齢の特例に該当するものに限る）その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて、政令で定めるものを受けるときは、行わない。

「振替加算を行わない」とは、振替加算の権利そのものが発生しないという意味

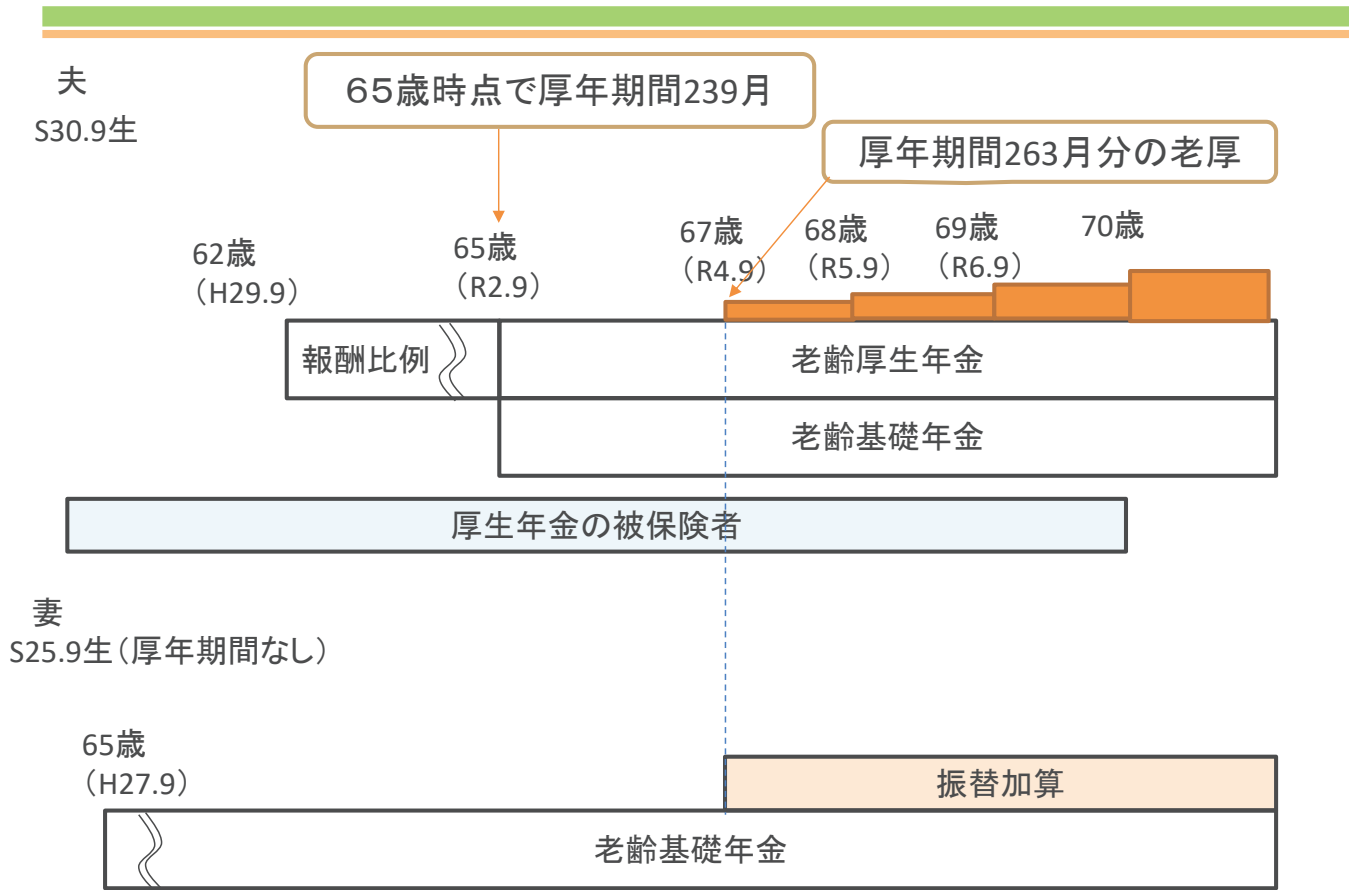




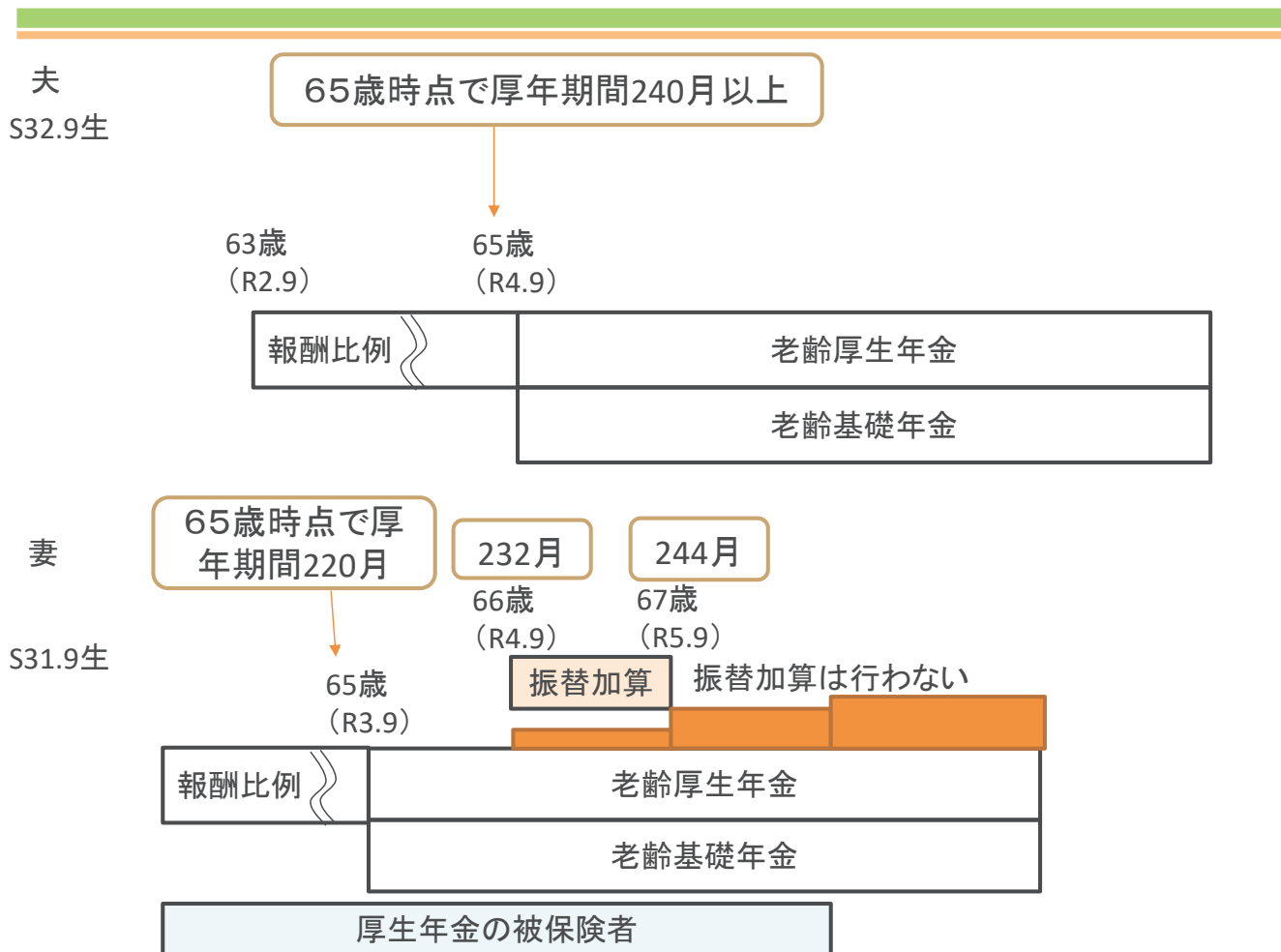
60年改正法附則第14条 (老齡基礎年金の額の加算等)

- 2 大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者が65歳に達した日以後にその者の配偶者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合において、その当時その者がその者の配偶者によつて生計を維持していたときは、その者に対する老齡基礎年金の額は、附則第17条並びに国民年金法第27条及び第28条並びに附則第9条の2、第9条の2の2及び第9条の4の5の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に同項に規定する加算額【振替加算額】を加算した額とする。ただし、その者が同項ただし書に該当するときは、この限りでない。
- 3 前2項の規定の適用上、老齡基礎年金の受給権者の配偶者によつて生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 第1項又は第2項の加算を開始すべき事由又は廃止すべき事由が生じた場合における老齡基礎年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。

振替加算 > 60年改正法附則第14条第2項 > 年上の妻



振替加算 > 60年改正法附則第14条第2項 > 年上の妻 > ただし書き



厚生年金保険の中高齢者の特例

40歳以後(女子は35歳以後)の厚生年金保険1号の期間が、生年月日に応じて、15年から19年以上あれば、受給資格期間の要件を満たします。

生年月日	期間
昭和22年4月1日以前	15年
昭和22年4月2日 ~ 昭和23年4月1日	16年
昭和23年4月2日 ~ 昭和24年4月1日	17年
昭和24年4月2日 ~ 昭和25年4月1日	18年
昭和25年4月2日 ~ 昭和26年4月1日	19年

令和4年9月現在 71歳

令和4年7月5日通知

厚生年金保険法第43条2項

- 2 受給権者が毎年9月1日（以下この項において「基準日」という。）において被保険者である場合（基準日に被保険者の資格を取得した場合を除く。）の老齢厚生年金の額は、基準日の属する月前の被保険者であった期間をその計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、基準日が被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの間に到来し、かつ、当該被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの期間が1月以内である場合は、基準日の属する月前の被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

事務取扱いについて

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う受給権者が被保険者である場合の老齢厚生年金の額の在職定時改定に係る事務の取扱いについて(令和4年3月29日付年管管発0329第16号)厚生労働省年金局事業管理課長通知

上記通知の改定通知 年管管発0705第5号令和4年7月5日

1 改正の概要

毎年9月1日(以下「基準日」という。)において被保険者である受給権者の老齢厚生年金の額については、毎年、前年の9月から当年8月までの被保険者期間を加えて、基準日の属する月(以下「基準月」という。)の翌月(10月)に改定を行う(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。)第43条第2項の改正)。

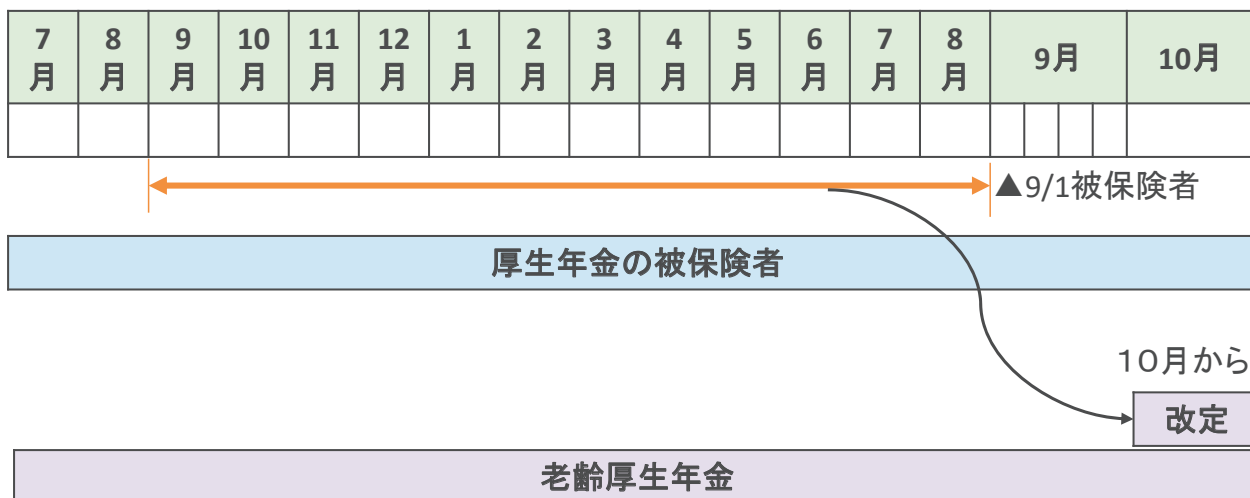
・基準日は9月1日

・基準日において被保険者である受給権者の老齢厚生年金の額

→ 毎年、前年の9月から当年8月までの被保険者期間を加えて改定する

→ 10月に改定を行う

9月1日に厚生年金の被保険者であるときは定時改定が行われる



1 改正の概要

ただし、在職定時改定の対象は65歳以上70歳未満の者に限ることとし、65歳未満の者には適用しない(改正後の厚年法附則第9条及び第15条の2)。

なお、基準日に被保険者資格を取得する場合については、資格喪失日から資格取得日までの期間が1月以内であるときを除き、在職定時改定の対象としない。

・在職定時改定の対象

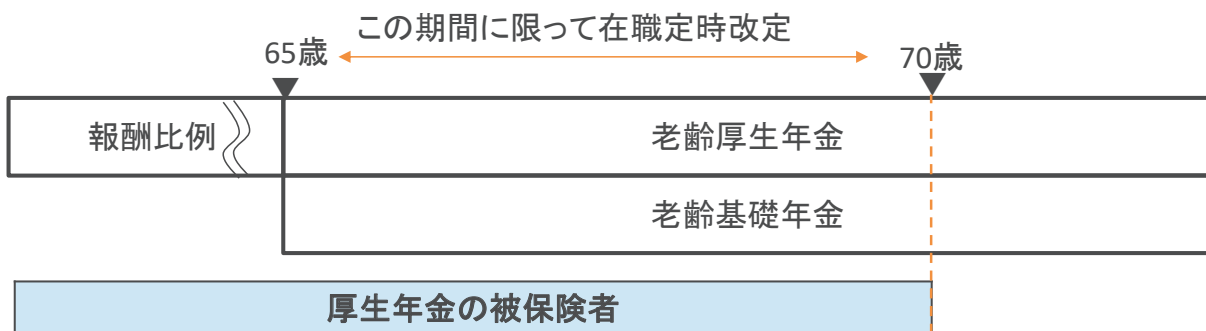
→ 65歳以上70歳未満の者に限る

・基準日に被保険者資格を取得する場合

→ 在職定時改定の対象としない。

資格喪失日から新たな資格取得日までの期間が1月以内であるときは対象となる

■ 65歳以上70歳未満の者に限る



■ 基準日に被保険者の資格を取得した者

7月	8月	9月	10月
		1日	

▲9/1被保険者(9/1に就職)

厚生年金の被保険者

老齢厚生年金

9月1日に厚生年金の資格を取得した者は、在職定時改定が行われない。
(資格喪失日から新たな9月1日までの期間が1月以内であるときは対象となる)

2 事務処理の概要

在職定時改定の対象者に係る対応は以下のとおりとする。

(1) 在職定時改定の対象者(基準日時点で65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給権者等)を抽出し、前年の9月から基準日前月(8月)までの被保険者記録をもとに老齢厚生年金の額の改定(在職定時改定により被保険者期間が240月以上となる場合の加給年金又は振替加算の支給や、在職定時改定後の年金額を元にした遺族厚生年金・遺族共済年金の額の改定、第2号～4号老齢厚生年金に係る在職停止額の停止割合(按分)の見直し等)を行う。ただし、初回の在職定時改定は、65歳以降令和4年8月までの被保険者期間をもとに行う。「資格喪失による改定」の対象となった被保険者期間を除く。)なお、在職定時改定と資格喪失による改定の契機が近接する場合の厚年法第43条第2項及び第3項の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ・事務処理方法 → ①在職定時改定の対象者を抽出する
- ②前年の9月から8月までの被保険者記録をもとに老齢厚生年金の額を改定
- ※ 令和4年9月については、65歳～令和4年8月までの被保険者期間

- ・在職定時改定
- ・被保険者期間が240月以上となる場合の加給年金又は振替加算の支給
- ・改定後の年金額を元にした遺族厚生年金・遺族共済年金の額の改定
- ・第2号～4号老齢厚生年金に係る在職停止額の停止割合(按分)の見直し等

在職定時改定の事務処理の概要 > 令和4年7月5日通知 > 遺族厚生年金

共通 制度共通年金見込額照会回答票
 選択 届書コート 033 大区分 1 小区分 00 操作番号 5
 昭和31.07.18 年番

請求者氏名

令和 3年 5月 現在の年金の内訳は以下の通りです

老齢給付の年金額内訳		遺族給付の年金額内訳	
老齢基礎年金 (老基)	780,900 円	遺族基礎年金額 (遺基)	0 円
老齢厚生年金 (老厚)	95,100 円	遺族厚生年金額 (遺厚)	835,600 円
基本年金額	95,100 円	基本年金額	835,600 円
繰下加算額	0 円	寡婦加算額 (寡婦)	0 円
配偶者加算 (配)	0 円	加算額 (加)	0 円
加給年金額 (子)	0 円	支払停止額	113,500 円
支払停止額	0 円		
内訳合計額	876,000 円	内訳合計額	722,100 円

障害基礎年金 (障基)	***** 円
加算額 (加)	***** 円
障害厚生年金 (障厚)	***** 円
基本年金額	***** 円
配偶者加給	***** 円
内訳合計額	***** 円

選択

制度 共 通 年 金 見 込 額 照 会 回 答 票
届 書 コ ー ト ` 033 大 区 分 1 小 区 分 00

操作番号 6

画面1
001

昭和 29.10.11

年番:

** 老 齢 基 礎 年 金 、 老 齢 厚 生 年 金 ** 厚年 2
令和 1 年 11 月 現 在 の 年 金 見 込 額 1,277,116 円

厚年期間 178 月
厚年戦加算 0.0 月
船保戦加 0.0 月
沖縄農林 0 月
旧令期間 0 月
沖縄免除 0 月
共済期間 350 月
1号納付 0 月
3号納付 0 月
厚船2号 160 月
共済2号 320 月
付加納付 0 月
全額免除 0 月 0 月
3/4 免除 0 月 0 月
半額免除 0 月 0 月
1/4 免除 0 月 0 月
学生若年 0 月
合算対象 0 月

年金見込額内訳 配偶者 無 子の数 0 人
老 齢 基 礎 年 金 老 齢 厚 生 年 金
本来支給

受発 令和 1 年 10 月 10 日 65 歳	受発 令和 1 年 10 月 10 日 65 歳
定 額 780,100 円	基本年金額 497,016 円
繰上下額 + 0 円	報酬比例 467,621 円
付加年金額 0 円	差額加算 29,395 円
繰上下額 + 0 円	繰上調整 0 円
振替加算額 0 円	繰上下げ額 + 0 円
老基加算額 0 円	配偶者加給 0 円
停止額 0 円	加入年金額 0 円
内訳合計額 780,100 円	停止額 0 円
	内訳合計額 497,016 円
	停止コード 600
	基金代行額 0 円 (参考)

実際の年金額はこの試算結果と異なる事があります

オンラインSOLS年番
R上書英数2019年12月 日 時 分
This is not a genuine document

厚年法第78条の29

(老齢厚生年金の支給停止の特例)

国民年金・厚生年金保険 支給額変更通知書

【(A)厚生年金】

項番	基本となる年金額 (円)	加給年金額 または加算額 (円)	繰上げ・繰下げに よる減額・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
1	497,016	0	0	160,872	336,144

【(B)国民年金(基礎年金)】

項番	基本となる年金額 (円)	加給年金額 または加算額 (円)	繰上げ・繰下げに よる減額・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
1	780,100	0	0	0	780,100

共済組合在職停止額計算書

- 年金額
- 支給停止額
- 支給年金額

- 資格喪失後、1月以内に基準日が到来
- 資格喪失日から1月以内に再度資格取得していないとき
 - ・ 改定が行われるか？
 - ・ 行われるのであれば、在職定時改定か退職改定か？いつからか？

65歳前から引き続き、厚生年金に加入してきました。令和4年8月20日に会社を退職して、令和4年9月25日に再就職しました。



7月			8月			9月			10月		
				20日	21日		1日			25日	
退職▲ ▲喪失						▲再取得					
厚生年金の被保険者						厚生年金の被保険者					

老齢厚生年金

65歳前から引き続き、厚生年金に加入してきました。令和4年8月20日に会社を退職して、令和4年9月25日に再就職しました。



7月			8月			9月			10月		
				20日	21日		1日			25日	
退職▲ ▲喪失						▲再取得					
厚生年金の被保険者						厚生年金の被保険者					
↓						退職改定					
老齢厚生年金											

- 資格喪失後、1月以内に基準日が到来
- 資格喪失日から1月以内に再度資格取得していないとき

資格喪失日から1月以内に再度資格取得していなければ、基準日において被保険者でないことから、在職定時改定は行われず、資格喪失による改定のみが行われる。

- 資格喪失後、1月以内に基準日が到来
- 基準日(9月1日)より後に再度資格取得
- 資格取得日が資格喪失日から1月以内のとき(基準日において被保険者でない)
 - ・ 改定が行われるか？
 - ・ 行われるのであれば、在職定時改定か退職改定か？いつからか？

65歳前から引き続き、厚生年金に加入してきました。令和4年8月20日に会社を退職して、令和4年9月15日に再就職しました。



7月			8月			9月			10月		
				20日	21日		1日			15日	
退職▲ ▲喪失						▲再取得					
厚生年金の被保険者						厚生年金の被保険者					

老齢厚生年金

65歳前から引き続き、厚生年金に加入してきました。令和4年8月20日に会社を退職して、令和4年9月15日に再就職しました。



7月			8月			9月			10月		
				20日	21日		1日			15日	
退職▲ ▲喪失						▲再取得					
厚生年金の被保険者						厚生年金の被保険者					
						定時改定					
老齢厚生年金											

- 資格喪失後、1月以内に基準日が到来
- 基準日(9月1日)より後に再度資格取得
- 資格取得日が資格喪失日から1月以内のとき(基準日において被保険者でない)

基準日より後に再度資格取得しており、当該資格取得日が資格喪失日から1月以内であれば、基準日において被保険者でないが、年金額の早期充実を図る観点から、在職定時改定を行う(改正後の厚年法第43条第2項ただし書)

- 資格喪失後、1月以内に基準日が到来
- 基準日と同日に再度資格取得のとき
- 資格喪失日から資格取得日までの期間が1月以内
- 改定が行われるか？
- 行われるのであれば、在職定時改定か退職改定か？いつからか？

「9月1日に厚生年金の資格を取得した者は、在職定時改定が行われない」という規定がある

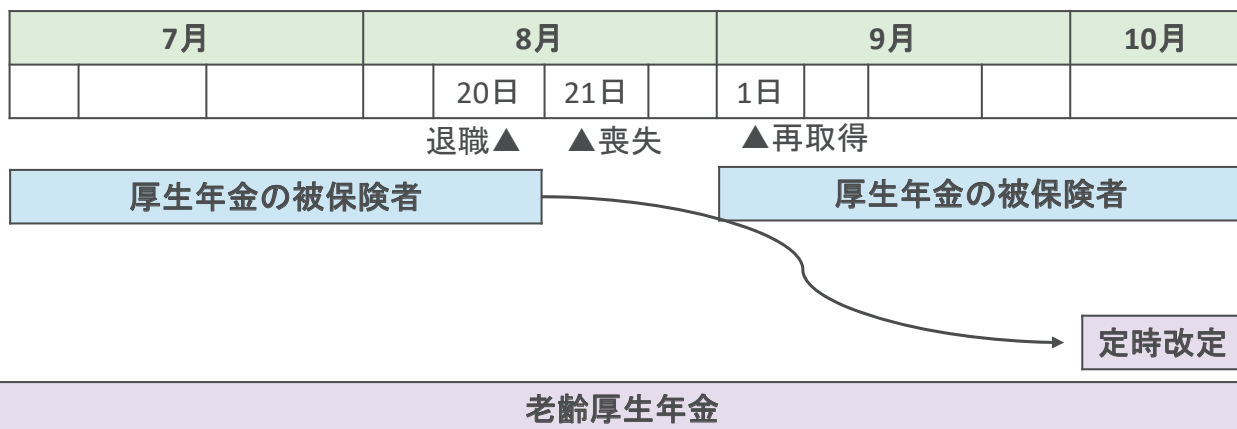
65歳前から引き続き、厚生年金に加入してきました。令和4年8月20日に会社を退職して、令和4年9月1日に再就職しました。



7月			8月			9月			10月		
				20日	21日		1日				
退職▲ ▲喪失						▲再取得					
厚生年金の被保険者						厚生年金の被保険者					

老齢厚生年金

65歳前から引き続き、厚生年金に加入してきました。令和4年8月20日に会社を退職して、令和4年9月1日に再就職しました。



- 資格喪失後、1月以内に基準日が到来
- 基準日と同日に再度資格取得のとき
- 資格喪失日から資格取得日までの期間が1月以内

基準日と同日に再度資格取得していれば、資格喪失日から資格取得日までの期間が1月以内であるため、在職定時改定を行う。

「9月1日に厚生年金の資格を取得した者は、在職定時改定が行われない」の例外

- 資格喪失後、1月以内に基準日が到来した場合
- 基準日の前日までの間に再度資格取得
 - ・ 改定が行われるか？
 - ・ 行われるのであれば、在職定時改定か退職改定か？いつからか？

65歳前から引き続き、厚生年金に加入してきました。令和4年8月10日に会社を退職して、令和4年8月30日に再就職しました。



7月			8月				9月			10月
			10日	11日		30日		1日		

退職▲ ▲喪失 ▲再取得

厚生年金の被保険者

厚生年金の被保険者

老齢厚生年金

65歳前から引き続き、厚生年金に加入してきました。令和4年8月10日に会社を退職して、令和4年8月30日に再就職しました。



7月			8月				9月			10月
			10日	11日		30日		1日		

退職▲ ▲喪失 ▲再取得

厚生年金の被保険者

厚生年金の被保険者

定時改定

老齢厚生年金

- 資格喪失後、1月以内に基準日が到来した場合
- 基準日の前日までの間に再度資格取得

基準日の前日までの間に再度資格取得していれば、資格喪失による改定は行われませんが、基準日において被保険者であるため、在職定時改定を行う。

➤ 基準月に資格喪失したとき(9/1資格喪失を除く)

- ・ 改定が行われるか？
- ・ 行われるのであれば、在職定時改定か退職改定か？いつからか？

65歳前から引き続き、厚生年金に加入してきました。
令和4年9月24日に会社を退職(9月25日喪失)しました。



9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		10月
												1日	25日	

▲喪失

厚生年金の被保険者

老齢厚生年金

65歳前から引き続き、厚生年金に加入してきました。
令和4年9月24日に会社を退職(9月25日喪失)しました。



9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		10月
												1日	25日	

▲喪失

厚生年金の被保険者

定時改定
退職改定

老齢厚生年金

➤ 基準月に資格喪失したとき(9/1資格喪失を除く)

・資格喪失による改定と在職定時改定の2つの事由により改定が行われる。

➤ 資格喪失日と基準日が同日のとき

65歳前から引き続き、厚生年金に加入してきました。
令和4年8月末日に会社を退職(9月1日喪失)しました。



- ・ 改定が行われるか？
- ・ 行われるのであれば、在職定時改定か退職改定か？いつからか？

①

7月	8月	9月	10月
	31日	1日	

退職▲ ▲喪失

厚生年金の被保険者

老齢厚生年金

②

7月	8月	9月	10月
	31日	1日	25日

退職▲ ▲喪失 ▲再取得

厚生年金の被保険者

老齢厚生年金

65歳前から引き続き、厚生年金に加入してきました。
令和4年8月末日に会社を退職(9月1日喪失)しました。



①

7月	8月	9月	10月
	31日	1日	

退職▲ ▲喪失

厚生年金の被保険者

退職改定

老齢厚生年金

②

7月	8月	9月	10月
	31日	1日	25日

退職▲ ▲喪失 ▲再取得

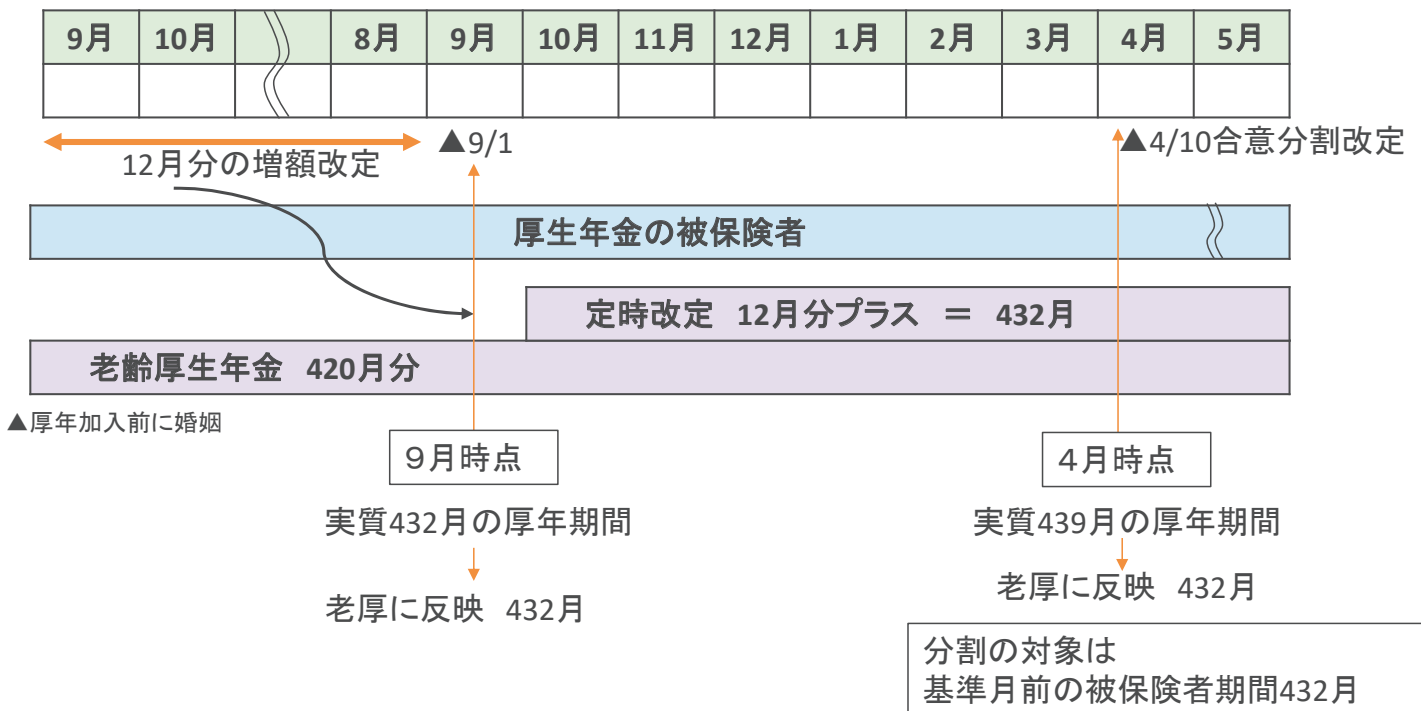
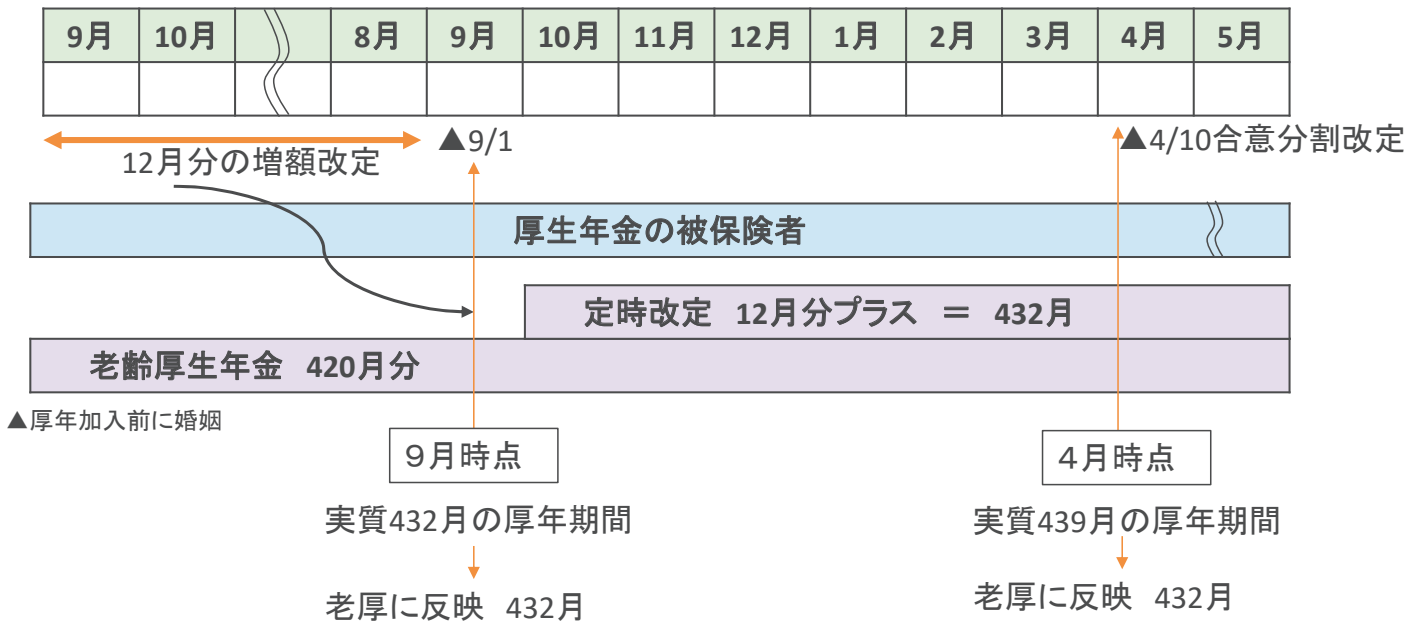
厚生年金の被保険者

定時改定

老齢厚生年金

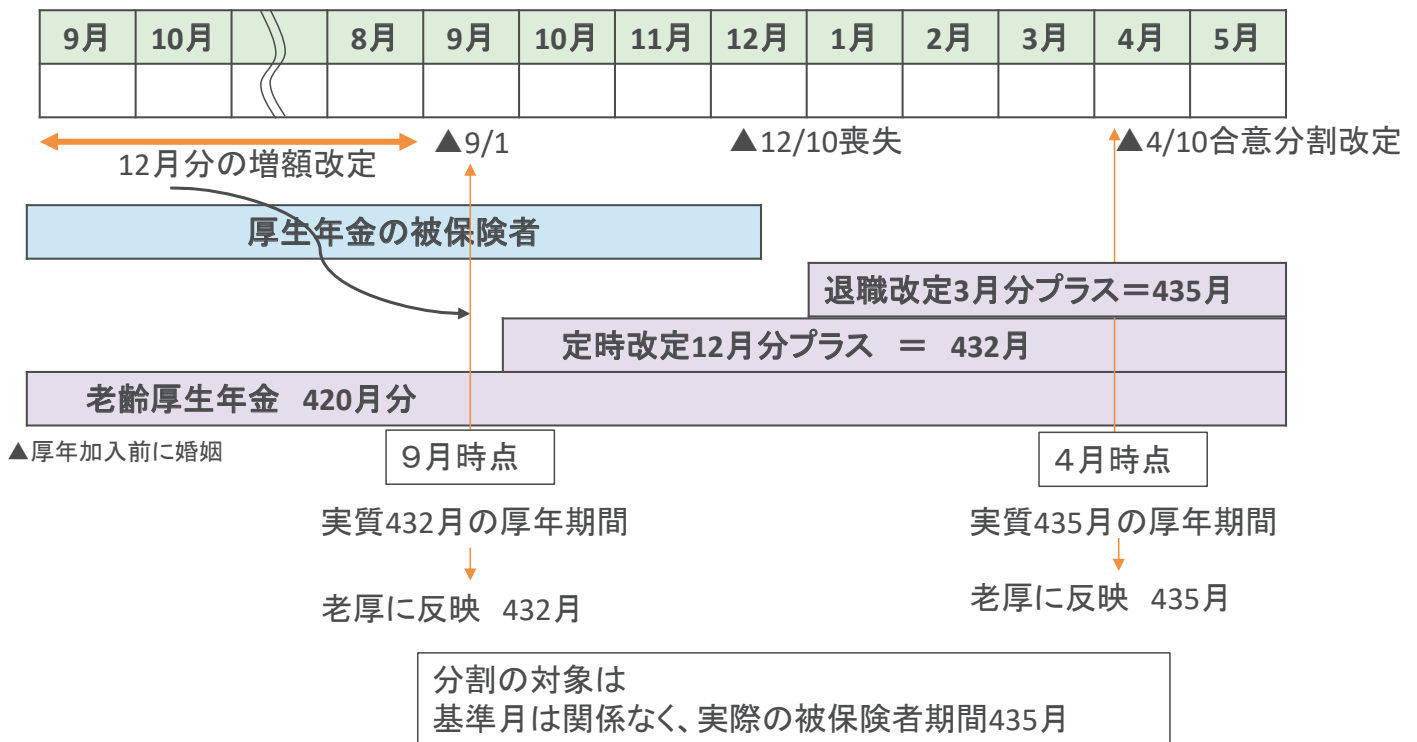
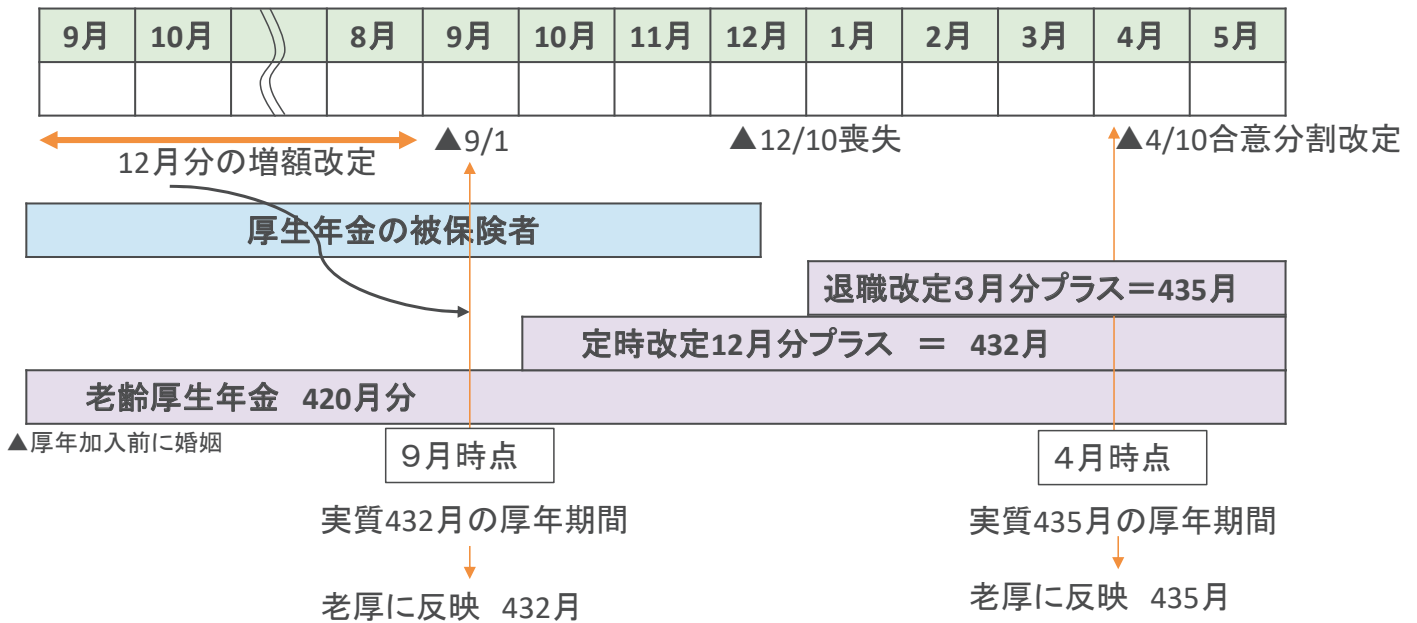
基準日においては被保険者でないことから、在職定時改定は行われない。なお、この場合、資格喪失日から1月以内に再度資格取得していなければ、資格喪失による改定が行われ、資格喪失日から1月以内に再度資格取得していれば、在職定時改定(改正後の厚年法第43条第2項ただし書)を行う。

- 在職定時改定が行われた後に、合意分割請求を行うとき
 - 合意分割請求時に在職中であるとき
- ・分割の対象期間は？



在職定時改定が行われた後に、合意分割請求による老齢厚生年金額の改定(以下「合意分割改定」という。)を行う場合(在職定時改定から合意分割改定前に資格喪失による改定が行われた場合を除く。)には、基準月前の被保険者期間等を基礎として合意分割改定を行う。(国民年金第3号被保険者期間に係る年金分割の請求による老齢厚生年金額の改定を行う場合も同様とする。)

- 在職定時改定が行われた後に、合意分割請求を行うとき
- 在職定時改定から合意分割改定前に資格喪失による改定が行われた場合
 - ・分割の対象期間は？



在職定時改定が行われた後に、合意分割請求による老齢厚生年金額の改定(以下「合意分割改定」という。)を行う場合(在職定時改定から合意分割改定前に資格喪失による改定が行われた場合を除く。)には、基準月前の被保険者期間等を基礎として合意分割改定を行う(国民年金第3号被保険者期間に係る年金分割の請求による老齢厚生年金額の改定を行う場合も同様とする。)

種別をまたいだときはどうなるのか？

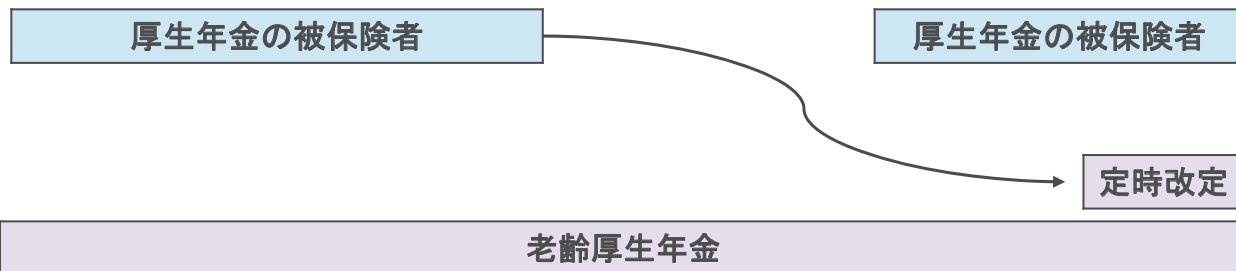
年金額改定事例②＞基準日に被保険者でないとき＞令和4年7月5日通知

65歳前から引き続き、厚生年金に加入してきました。令和4年8月20日に会社を退職して、令和4年9月15日に再就職しました。



7月			8月			9月			10月		
				20日	21日		1日			15日	

退職▲ ▲喪失 ▲再取得



- 資格喪失後、1月以内に基準日が到来
- 基準日(9月1日)より後に再度資格取得
- 資格取得日が資格喪失日から1月以内のとき(基準日において被保険者でない)

基準日より後に再度資格取得しており、当該資格取得日が資格喪失日から1月以内であれば、基準日において被保険者でないが、年金額の早期充実を図る観点から、在職定時改定を行う(改正後の厚年法第43条第2項ただし書)

種別をまたいだときはどうなるのか？

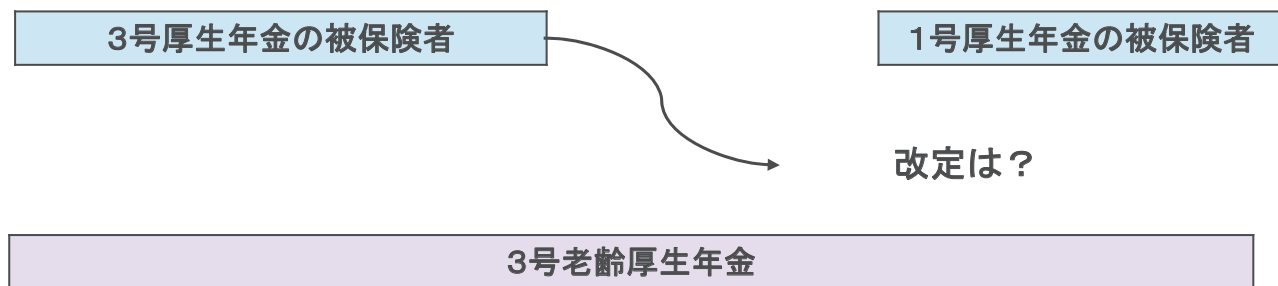
令和4年7月5日通知には記載されていない論点

65歳前から引き続き、公務員をしていました。令和4年8月20日に退職して、令和4年9月15日に民間会社に再就職しました。



7月			8月			9月			10月		
				20日	21日		1日			15日	

退職▲ ▲喪失 ▲再取得



生計維持関係の認定日

55

老齢厚生年金等の加給年金額に係る生計維持の認定

厚年令第3条の5（老齢厚生年金等の加給年金額に係る生計維持の認定）

- Ⅰ 法第44条第1項（他省略）に規定する老齢厚生年金の受給権者によつて生計を維持していた配偶者又は子は、当該老齢厚生年金について次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める当時その受給権者と生計を同じくしていた者であつて厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として厚生労働大臣が定める者とする。
- 一 法第42条の規定による老齢厚生年金（他省略）
当該老齢厚生年金の受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240未満であつたときは、法第43条第2項又は第3項の規定により当該月数が240以上となるに至つた当時）
- 二 以降省略

生計維持関係の認定通知（平成23年通知）

老齢厚生年金に係る加給年金額の加算開始事由に該当した日」において認定する対象者及び認定日の具体例

- 老齢厚生年金の加給年金額の対象となる配偶者及び子

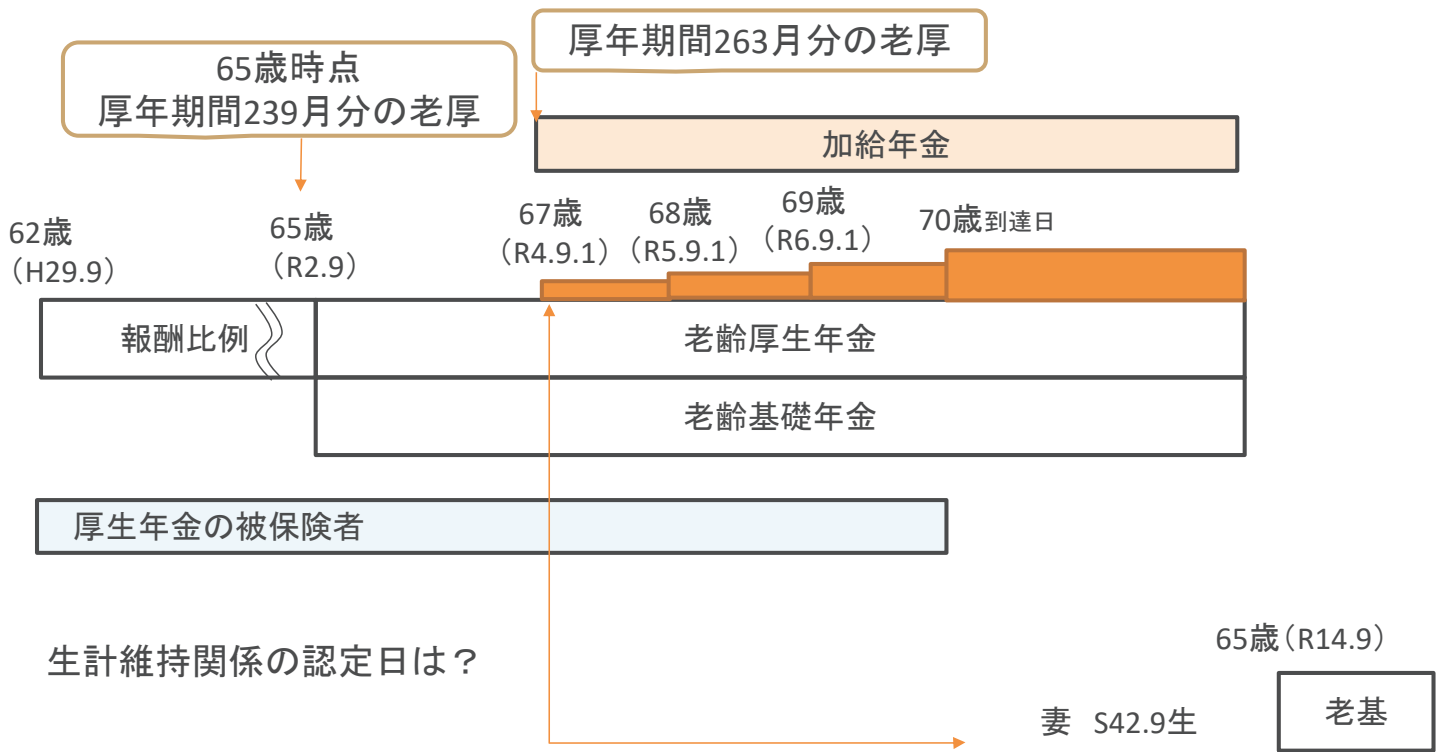
定額部分の支給開始日（退職改定による満了日、障害者特例の請求日、長期加入者特例の該当日）

56

生計維持の認定日①>基準日に被保険者>令和4年7月5日通知

➤ 基準日において被保険者であったとき(加給年金)

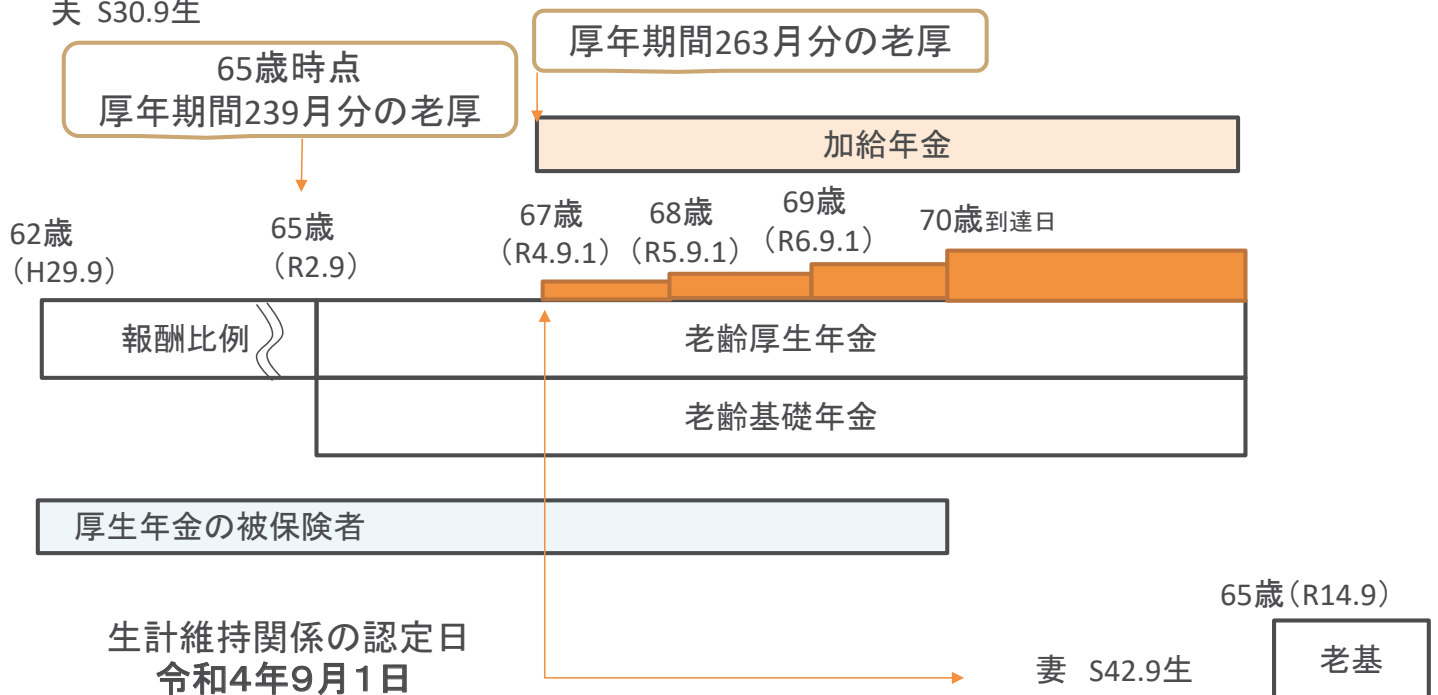
夫 S30.9生



57

生計維持の認定日①>基準日に被保険者>令和4年7月5日通知

夫 S30.9生

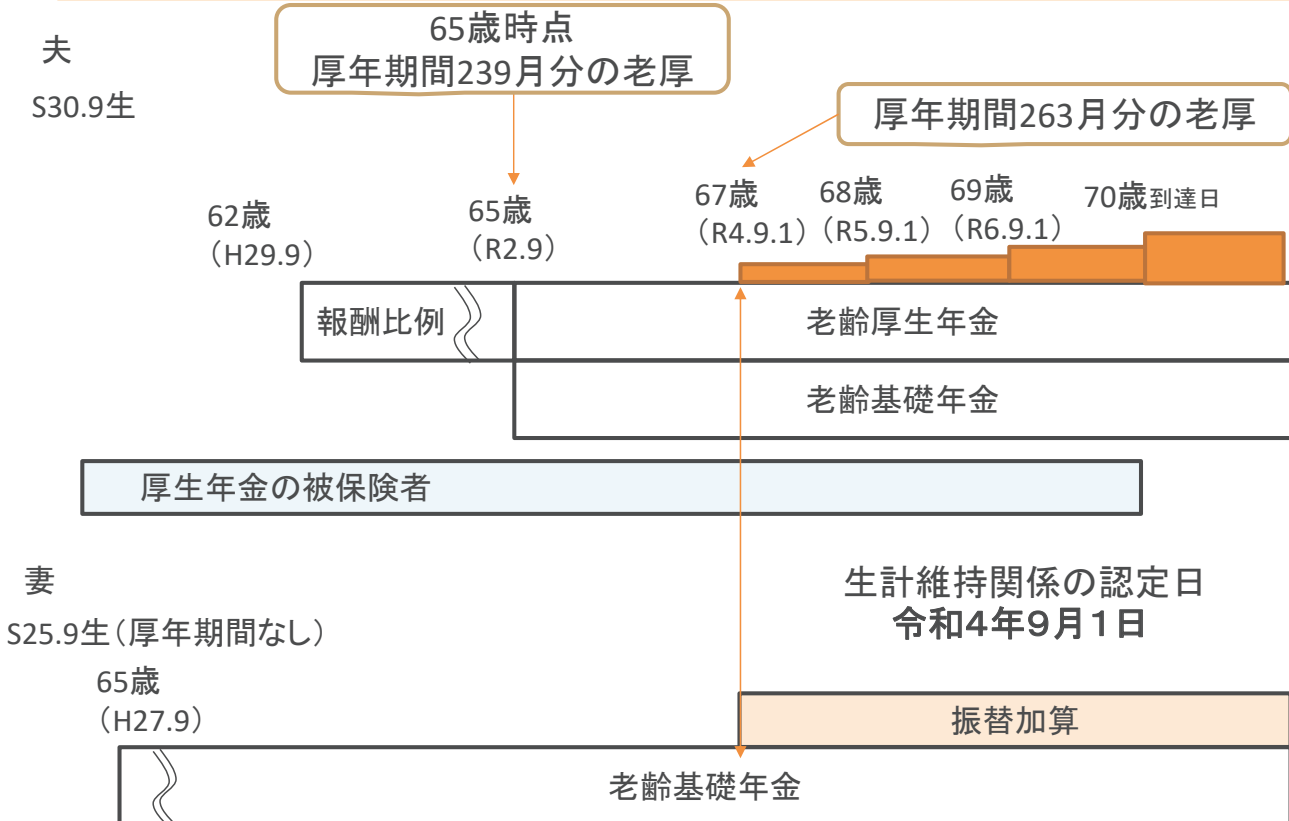
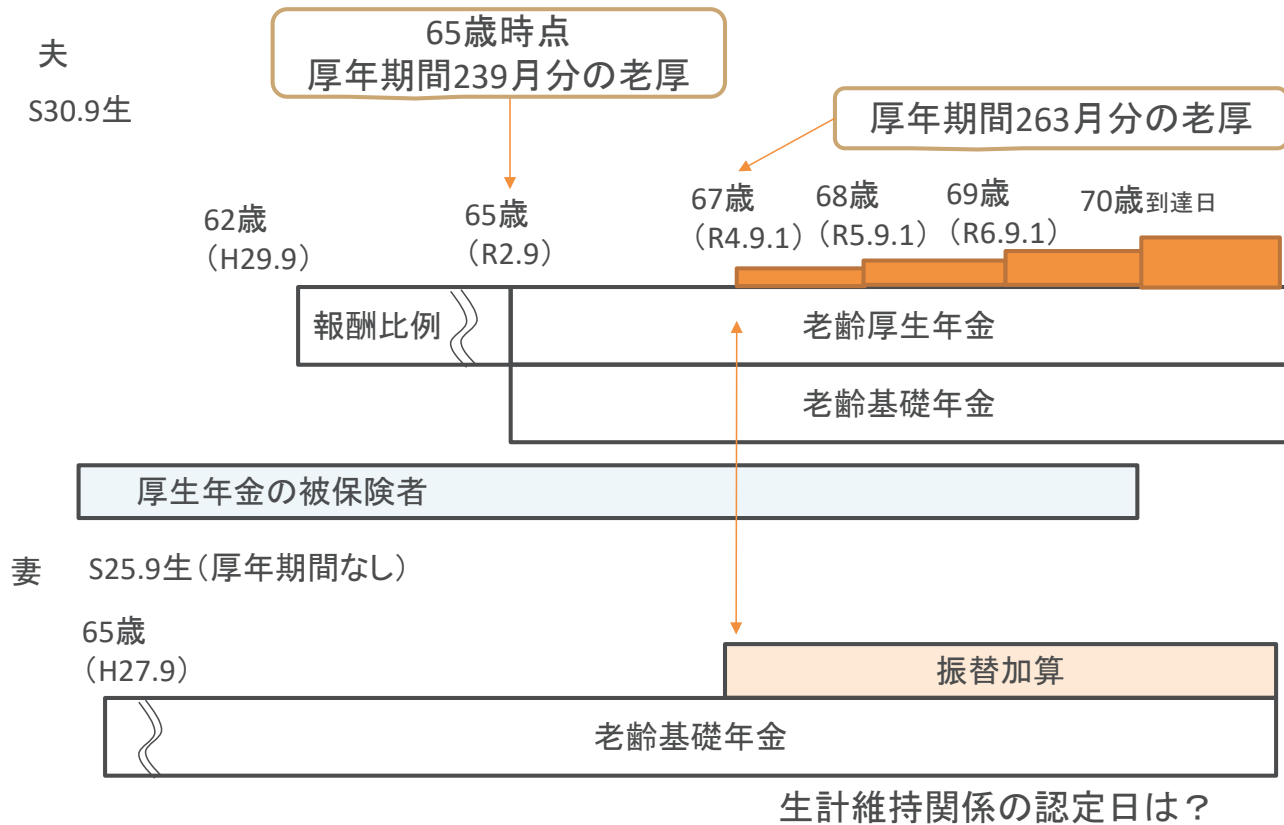


➤ 基準日において被保険者であったとき(加給年金)

「基準日(9月1日)」が認定日

58

➤ 基準日において被保険者であったとき(振替加算)



➤ 基準日において被保険者であったとき(振替加算)

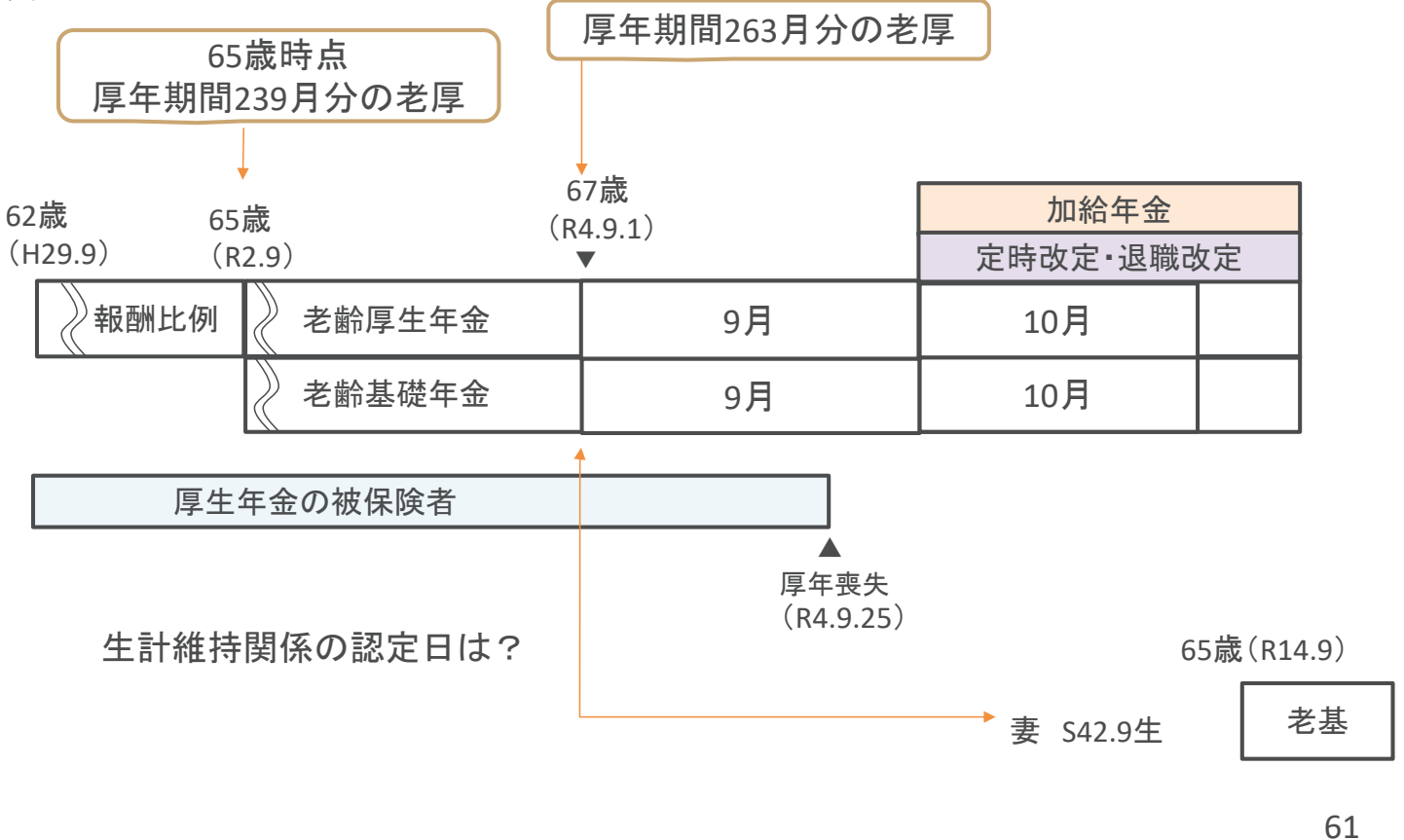
基準日(9月1日)が認定日

生計維持の認定日③>9月資格喪失>令和4年7月5日通知

➤ 9月中に被保険者資格を喪失したとき

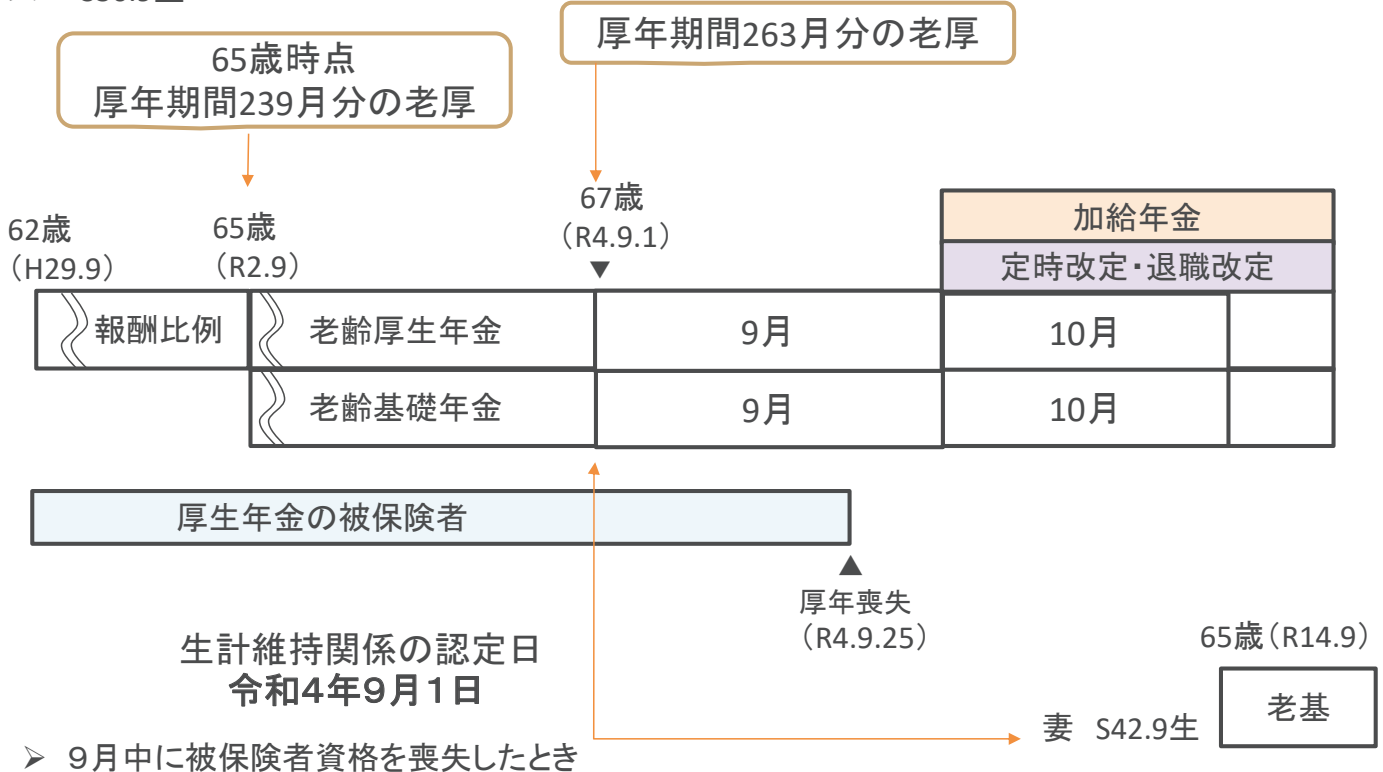
在職定時改定と資格喪失による改定契機が同月となる

夫 S30.9生



生計維持の認定日③>9月資格喪失>令和4年7月5日通知

夫 S30.9生



➤ 9月中に被保険者資格を喪失したとき

基準日において被保険者であった場合は「基準日(9月1日)」が認定日。
 ※なお、9月中に被保険者資格を喪失(9月30日に厚年法第14条第2号から第4号までのいずれかに該当するに至った場合を含む。)し、在職定時改定と資格喪失による改定契機が同月となった場合についても、基準日を認定日とする。

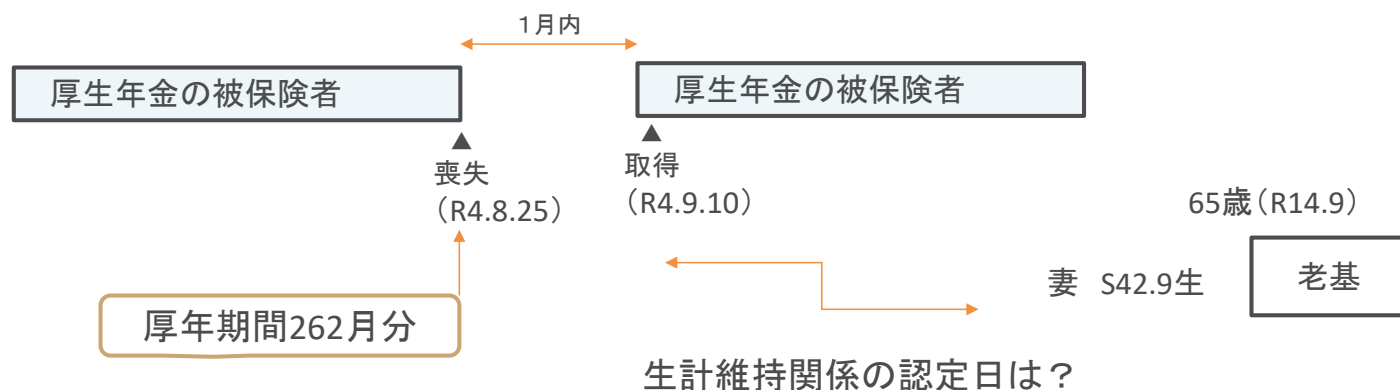
生計維持の認定日④>9月に再取得>令和4年7月5日通知

- 8月中に被保険者資格を喪失
- 基準日を跨いで資格喪失日から1月内に被保険者の資格を再度取得

夫 S30.9生

65歳時点
厚年期間239月分の老厚

62歳 (H29.9)	65歳 (R2.9)	67歳 (R4.9.1)	加給年金	
			定時改定	
報酬比例	老齢厚生年金	9月	10月	
	老齢基礎年金	9月	10月	



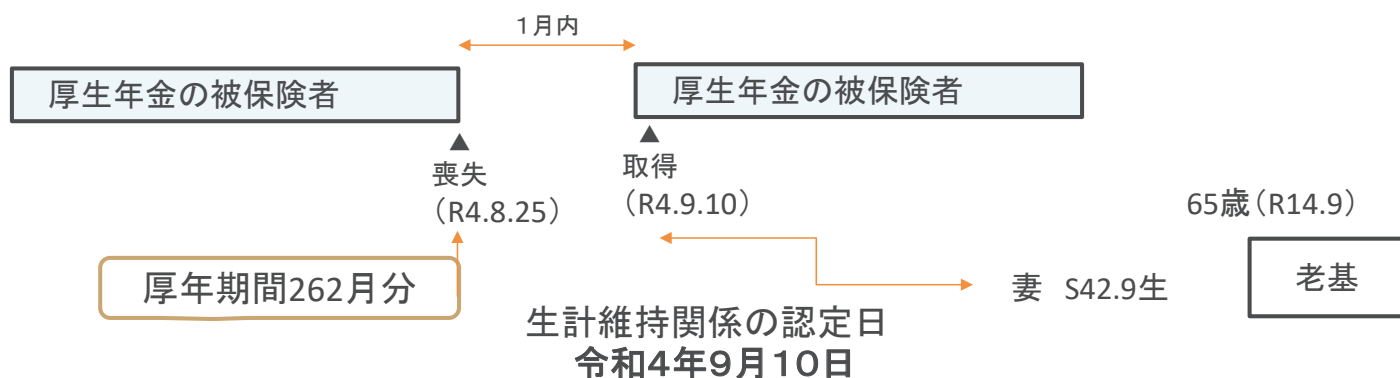
63

生計維持の認定日④>9月に再取得>令和4年7月5日通知

夫 S30.9生

65歳時点
厚年期間239月分の老厚

62歳 (H29.9)	65歳 (R2.9)	67歳 (R4.9.1)	加給年金	
			定時改定	
報酬比例	老齢厚生年金	9月	10月	
	老齢基礎年金	9月	10月	



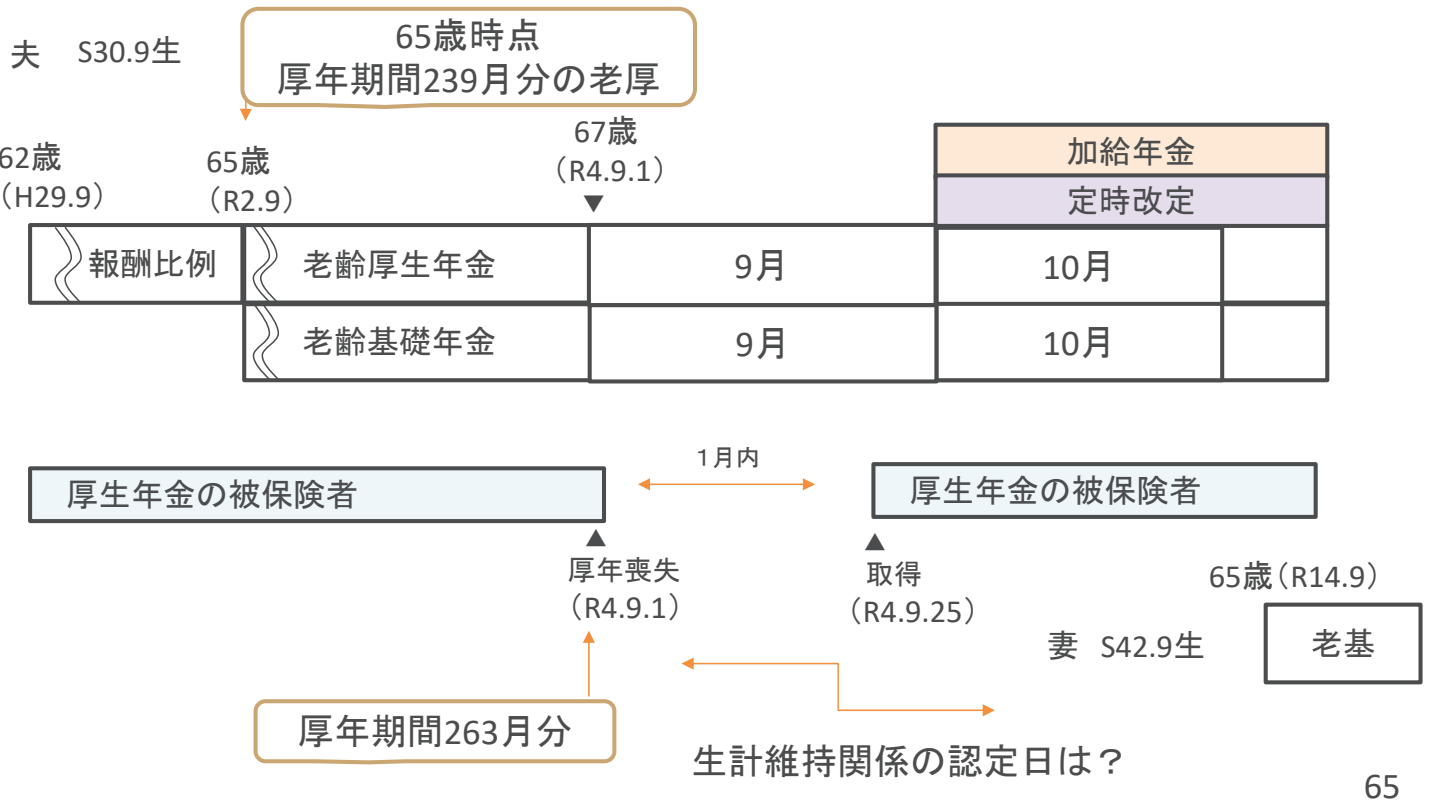
- 8月中に被保険者資格を喪失
- 基準日を跨いで資格喪失日から1月内に被保険者の資格を再度取得

「被保険者の資格を再度取得した日」が認定日

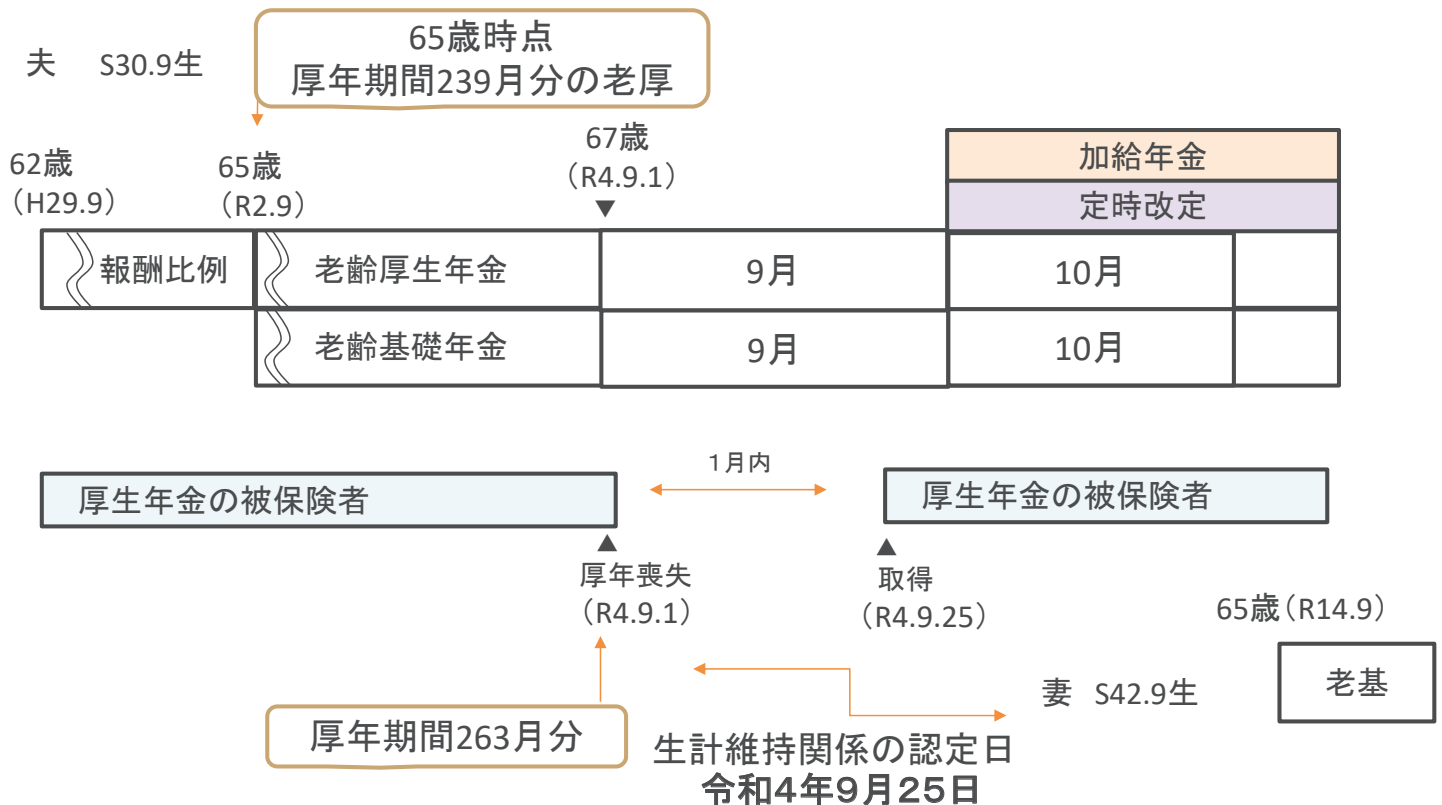
64

生計維持の認定日⑤>9月1日に資格喪失>令和4年7月5日通知

- 基準日に被保険者の資格を喪失
- 1月内に被保険者の資格を再度取得したとき

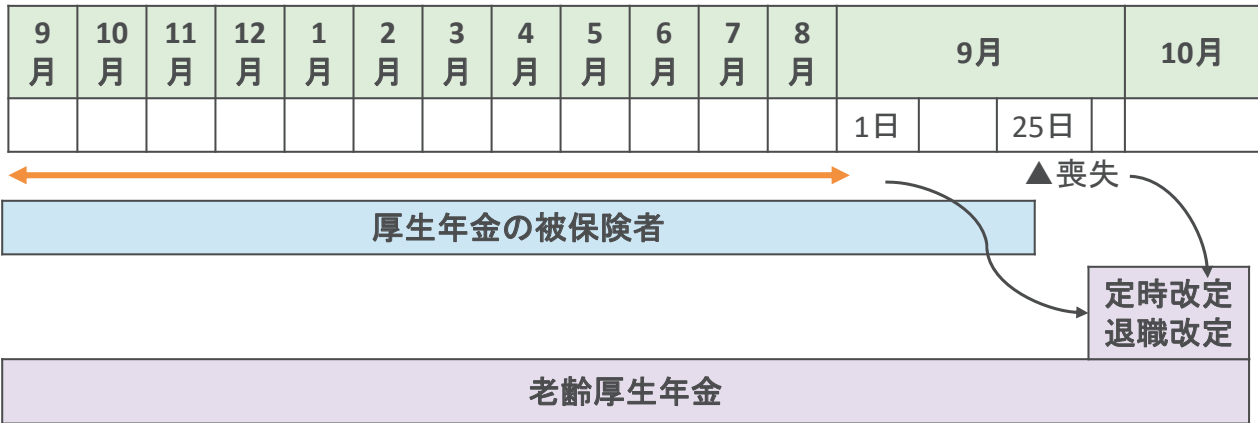


生計維持の認定日⑤>9月1日に資格喪失>令和4年7月5日通知



- 基準日に被保険者の資格を喪失
- 1月内に被保険者の資格を再度取得したとき

「被保険者の資格を再度取得した日」が認定日



➤ 基準月に資格喪失したとき(9/1資格喪失を除く)

・資格喪失による改定と在職定時改定の2つの事由により改定が行われる。

【通知】在職定時改定により老齢厚生年金の額が変更された者に対しては、支給額変更通知書により、在職定時改定の変更内容と、老齢厚生年金の額が変更された旨を通知する。

なお、在職定時改定と退職改定が両方とも行われる場合には、改定後の年金額は同じであるが処分の内容が異なることから、それぞれの内容について支払額の変更を通知する。

ただし、受給権発生日と基準日が同一となる者等においては、裁定により別途、通知が行われることから、不要な混乱を防止するため、支給額変更通知書による通知を行わないこととする。

(参考 改正後全文)

年管管発 0329 第 16 号
令和 4 年 3 月 29 日
令和 4 年 7 月 5 日改正(年管管発 0705 第 5 号)

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿
年金給付事業部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う受給権者が被保険者である場合の老齢厚生年金の額の在職定時改定に係る事務の取扱いについて

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 40 号)により、受給権者が被保険者である場合の老齢厚生年金の額について、毎年 9 月 1 日を基準日として、基準日の属する月前の被保険者であった期間を基礎に基準日の属する月の翌月から改定することとする在職定時改定が令和 4 年度から導入されることに伴い、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和 3 年政令第 229 号)が令和 3 年 8 月 6 日付けで公布され、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和 4 年厚生労働省令第 46 号)が本日付けで公布された。

当該改正に伴う事務取扱の改正内容については、下記のとおりであるので、その実施に当たっては、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1 改正の概要

毎年 9 月 1 日(以下「基準日」という。)において被保険者である受給権者の老齢厚生年金の額については、毎年、前年の 9 月から当年 8 月までの被保険者期間を加えて、基準日の属する月(以下「基準月」という。)の翌月(10 月)に改定を行う(厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。)第 43 条第 2 項の改正)。ただし、在職定時改定の対象は 65 歳以上 70 歳未満の者に限ることとし、65 歳未満の者には適用しない(改正後の厚年法附則第 9 条及び第 15 条の 2)。なお、基準日に被保険者資格を取得する場合については、資格喪失日から資格取得日までの期間が 1 月以内であるときを除き、在職定時改定の対象としない。

2 事務処理の概要

在職定時改定の対象者に係る対応は以下のとおりとする。

- (1) 在職定時改定の対象者（基準日時点で65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給権者等）を抽出し、前年の9月から基準日前月（8月）までの被保険者記録をもとに老齢厚生年金の額の改定（在職定時改定により被保険者期間が240月以上となる場合の加給年金又は振替加算の支給や、在職定時改定後の年金額を元にした遺族厚生年金・遺族共済年金の額の改定、第2号～4号老齢厚生年金に係る在職停止額の停止割合（按分）の見直し等）を行う。ただし、初回の在職定時改定は、65歳以降令和4年8月までの被保険者期間をもとに行う。（「資格喪失による改定」の対象となった被保険者期間を除く。）

なお、在職定時改定と資格喪失による改定の契機が近接する場合の厚年法第43条第2項及び第3項の取扱いについては、以下のとおりとする。

① 資格喪失後、1月以内に基準日が到来した場合

- ・ 資格喪失日から1月以内に再度資格取得していなければ、基準日において被保険者でないことから、在職定時改定は行われず、資格喪失による改定のみが行われる。
- ・ 基準日より後に再度資格取得しており、当該資格取得日が資格喪失日から1月以内であれば、基準日において被保険者でないが、年金額の早期充実を図る観点から、在職定時改定を行う（改正後の厚年法第43条第2項ただし書）。
- ・ 基準日と同日に再度資格取得していれば、資格喪失日から資格取得日までの期間が1月以内であるため、在職定時改定を行う。
- ・ 基準日の前日までの間に再度資格取得していれば、資格喪失による改定は行われないが、基準日において被保険者であるため、在職定時改定を行う。

② 基準月に資格喪失した場合（③の場合を除く）

- ・ 資格喪失による改定と在職定時改定の2つの事由により改定が行われる。

③ 資格喪失日と基準日が同日となった場合

- ・ 基準日においては被保険者でないことから、在職定時改定は行われない。なお、この場合、資格喪失日から1月以内に再度資格取得していなければ、資格喪失による改定が行われ、資格喪失日から1月以内に再度資格取得していれば、在職定時改定（改正後の厚年法第43条第2項ただし書）を行う。

- (2) 在職定時改定が行われた後に、合意分割請求による老齢厚生年金額の改定（以下「合意分割改定」という。）を行う場合（在職定時改定から合意分割改定前に資格喪失による改定が行われた場合を除く。）には、基準月前の被保険者期間等を基礎として合意分割改定を行う（国民年金第3号被保険者期間に係る年金分割の請求による老齢厚生年金額の改定を行う場合も同様とする。）。

(3) 加給年金額の対象者に係る生計維持関係の認定日について、在職定時改定により受給権者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 240 月未満から 240 月以上となった当時、当該受給権者によって生計を維持している配偶者又は子がいる場合には、加給年金額が加算されることとなる。この場合、生計維持関係の認定を行う時点(認定日)は、以下に掲げる場合に応じ、それぞれに定める日とする。

① 基準日において被保険者であった場合 基準日

※なお、9 月中に被保険者資格を喪失(9 月 30 日に厚年法第 14 条第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当するに至った場合を含む。)し、在職定時改定と資格喪失による改定契機が同月となった場合についても、基準日を認定日とする。

② 8 月中に被保険者資格を喪失し、基準日を跨いで資格喪失日から 1 月内に被保険者の資格を再度取得した場合 被保険者の資格を再度取得した日

③ 基準日に被保険者の資格を喪失し、1 月内に被保険者の資格を再度取得した場合 被保険者の資格を再度取得した日

(4) 在職定時改定により老齢厚生年金の額が変更された者に対しては、支給額変更通知書により、在職定時改定の変更内容と、老齢厚生年金の額が変更された旨を通知する。

なお、在職定時改定と退職改定が両方とも行われる場合には、改定後の年金額は同じであるが処分の内容が異なることから、それぞれの内容について支払額の変更を通知する。

ただし、受給権発生日と基準日が同一となる者等においては、裁定により別途、通知が行われることから、不要な混乱を防止するため、支給額変更通知書による通知を行わないこととする。

3 実施時期について

この取扱いは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。